

愛國婦人會年表

愛國婦人會年表

年	代	事績
紀元	明治	
二五六一	三四	<p>一 月</p> <p>○十四日、近衛篤磨公、北清軍慰問を了へて歸京せる奥村五百子を引見し軍人遺族扶助の件に竹き相談す○廿四日、近衛公爵軍人遺族扶助の事に付奥村五百子を引見す○廿九日、近衛公爵奥村五百子を引見す○卅日、近衛公爵軍人遺族扶助の事に付き山脇房子を引見す。</p> <p>二 月</p> <p>○四日、近衛公爵軍人遺族扶助の事に付奥村五百子を引見す○六日、近衛公爵夫人貞子の招集に依り、貴族院議長官舎に相談會を開く、會名を愛國婦人會とし趣旨書、規則等の事を議し、趣旨書は下田歌子之れが起草者たり○十六日、貴族院議長官舎に相談會を開き本月廿四日發起人會準備の件を議定す○廿四日、公爵夫人一條悦子、同岩倉久子、同二條洽子、公爵世嗣夫人九條惠子、公爵夫人近衛貞子、同島津田鶴子、侯爵夫人大山捨松、伯爵世嗣夫人大谷章子、伯爵夫人板垣絹子、同大隈綾子、同松平充子、子爵夫人伊藤美津子、同岡部坻子、同小笠原秀子、同</p>

愛國婦人會年表

二五六一

三四

谷玖満子、同松前藤子、男爵夫人花房千鶴子、同千家俊子、伊澤千世子、伊集院繁子、鳩山春子、原禮子、濱尾作子、河野關子、片岡美游子、嘉納須摩子、武田錦子、相馬陸子、山脇房子、山本たほ子、後閑菊野子、江原縫子、跡見花蹊、佐藤猶子、佐方鎮子、三輪田眞佐子、島田信子、下田歌子、森村菊子等卅九名、東京市麴町區平河町禮法講習會内に發起人會を開き、戦死者遺族及廢兵救護の目的を以て愛國婦人會創立の事を協定す、此日近衛公爵自から座長席に就き本會の趣旨を略述し、其他會規並に施行細則、支部通則を議決の上、一條悦子、近衛眞子、島津田鶴子、大山捨松、谷玖満子、伊集院繁子、下田歌子の七名を假常務委員とし、一切の會務を處理せしめ、假事務所を同講習會内に置く、公爵近衛篤磨、同二條基弘、伯爵松平直亮、伯爵世嗣大谷光演、子爵岡部長職、同小笠原長生、堀内文次郎等専ら援助の勞を執る。

三月

○二日、九段偕行社に朝野知名の婦人百六十餘名を會し本會々員の獎勵會を開く此日下田歌子奥村五百子の經歷と本會創立とに關し説明し、踵いて五百子本會創立の所縁を語り會集の同情を惹く○四日、發起人會を假事務所に開き一條悦子、近衛眞子、島津田鶴子、大山捨松、谷玖満子を理事とし岩倉久子、二條洽子、九條惠子、板垣絹子、大谷章子、大隈綾子、松平充子、伊東美津子、岡部坻子、小笠原秀子、松前藤子、花房千鶴子、千家俊子、伊集院繁子、伊澤千世子、鳩山

二五六一

三四

春子、原禮子、濱尾作子、河野關子、片岡美游子、嘉納須摩子、武田錦子、山脇房子、山本たほ子、後閑菊野子、江原縫子、跡見花蹊、佐藤猶子、佐方鎮子、相馬陸子、三輪田眞佐子、島田信子、下田歌子、森村菊子を評議員とす○十三日、假事務所を麴町區飯田町日本體育會構内の一室に移す○十四日、會名及會計主任の印刻成る○十六日、奥村五百子神田青年會館に於て本會の趣旨を演説す○廿一日、第一回理事評議員會を近衛公官邸に開く事務取扱細則を設く○廿五日、第二回理事評議員會を近衛公官邸に開く○廿七日、公爵夫人岩倉久子を推して本會々長とす○此月奥村五百子虎門女學館、婦人衛生會、芝増上寺に於て會旨普及の演説を爲す△公爵母堂毛利安子、侯爵夫人鍋島榮子、同蜂須賀隨子、子爵夫人松平久子、同田中伊與子、同香川須磨子、津田梅子、柳谷千代子を評議員とし、二條基弘、近衛篤磨、島津忠濟、大谷光演、松平直亮、岡部長職、小笠原長生、堀内文次郎を員外相談役とす。

四月

○二日、本會々則中會員資格等の條項を改正す○六日、評議員の順位は爵位の有無に拘らず都て『いろは』順たる事とす○十一日、在韓國釜山日本婦人會長能勢錦子、奥村五百子が北清よりの歸途釜山に於て演説したる趣旨に感じ在留有志者協同日本婦人會を組織し金六百五十圓を醸集之を戦死者遺族に分與せられたき旨を申出づ○十八日、奥村五百子會旨普及の目的を以て關西地方遊説の途に上る○

二五六一

三四

卅日、在清軍隊慰問並に救護者調査等の事を岩倉會長より華族慰問の代表者伯爵正親町實正、子爵岡部長職、男爵吉川經健に依托す○是月侯爵夫人細川孝子、同黒田清子、伯爵夫人戸田極子、同佐々木貞子、男爵夫人松平須磨子、同清浦鍊子、岩佐徳子、高木富子、高木鏐子、棚橋絢子、中山孝子、柳谷千代子、鄭濱子、佐藤静子、弘田増子を評議員に擧ぐ。

五月

○二十三日、奥村五百子廣島市に於て陸軍少將佐藤正と會見す○是月江木中子を廣島、香川珠子を佐賀の支部幹事長とす。

六月

○佐藤正を擧て會務を援助せしむ○是月小倉田鶴子を徳島、徳久張子を熊本の支部幹事長とす

七月

○二日、内務大臣男爵内海忠勝、司法大臣清浦奎吾及地方長官三十七名を華族會館へ招待し下田歌子本會擴張の要を説き内海内務大臣亦本會の趣旨を賛し懇談せらる、全國支部設置の基礎茲に成る○四日、事務所を體育會校舎の一室に移す○十五日、在韓國京城婦人會長林竹子釀金五百九十餘圓を寄贈し來る○是月服部鈴子を兵庫、柏田須磨子を新潟、古莊志佐子を三重、沖安榮を愛知、石原静子を山梨、北條菊子を岩手、山内關子を青森、末長イト子を香川、深野次子を福岡、大

二五六一

三四

久保榮子を大分の各支部幹事長とす。

八月

○男爵澁澤榮一を員外相談役とし柏田須磨子の新潟支部幹事長を解き、阿部龍子を新潟、河野芳子を茨城、寺田春子を鳥取の各支部幹事長とす

九月

○三日、京都支部發會式舉行のため公爵近衛篤磨、奥村五百子臨席す○十三日、奥村五百子關西地方遊説を了へ歸京す○十九日、近衛公官邸に第三回理事評議員會を開く○廿九日、日本體育會に於て在京府縣警部長を招待し子爵夫人松前藤子、奥村五百子會務擴張に關する演説を爲し助力を求む○是月子爵母堂岩倉棧子、男爵夫人川村清子、同澁澤兼子を評議員とす。

十月

○一日、奈良縣支部設立成る○五日、男爵澁澤榮一、佐藤正兩氏に會計監督を托し、佐藤正主事を兼ね○六日、奥村五百子九段偕行社に於て遊説報告會を開き佐藤正會計の概要を報告す、來會者五百人○八日、事務分擔を定む○十六日、九段偕行社に評議員會を開き、總裁奉戴等の件を議決す○十七日、日本橋區常盤、久松兩小學校に於て奥村五百子、會務擴張演説を爲す○是月寺原松子を奈良、有田満壽子を福島の支部幹事長とす。

十一月

二五六二 三四

○十三日、岩手支部設立成る○是月公爵夫人徳川泰子を評議員とし、大阪長崎其他の控訴院長檢察長其他東京市内知名の士の夫人廿餘名に書を贈り入會を勸む。

十一月

○三日、岩倉會長より會の擴張に關し地方官郡市區町村長へ内訓方を内務大臣に請願す○六日、奥村五百子大阪兵庫地方遊説の途に上る○十日、内務大臣内海男爵は男爵内海忠勝の名を以て本會擴張に關し各府縣知事へ書を贈る○廿四日、大浦警視總監へ書を致し本會事業の障礙者並に會名濫稱者に對し市内各警察署に於て、注意あらん事を依頼す○是月子爵松平直敬を主事とす△有功章附與内規を定め△伯爵世嗣夫人徳川久子、其他五名を評議員とす。

二五六二 三五

一月

○十五日、偕行社に於て新年互禮會を催す△評議員會を開き、大會準備委員を設け△徳川泰子、毛利安子を推して理事とす○十六日、舊臘廿九日歸京せる奥村五百子神奈川地方遊説の爲め出張す○廿二日、大會準備委員會を開く○廿五日、奥村五百子參謀本部に於いて兒玉陸軍大臣と會見す○廿九日、評議員會並に大會準備委員會を開く○是月阿部篤子、佐竹祚子兩伯爵夫人其他八名を評議員とし子爵谷干城を員外相談役とす。

二月

○六日、第八師團歩兵第五聯隊第二大隊雪中行軍の際不幸凍死の慘事を來せしを

二五六二 三五

以て弔慰金三百十五圓を贈り且つ青森支部幹事長山内關子を代表者として慰問せしむ○十日、奥村五百子歸京す○十一日、會長及び理事より各陸軍將官夫人へ向け入會勸誘書を發送す、兒玉陸軍大臣の厚意に基く。

三月

○十一日、偕行社に評議員會を開き寄附金取扱方及機關雜誌『愛國婦人』發刊に關し協議す○十三日、機關雜誌に關し各幹事長へ照狀を發す○廿七日、機關雜誌『愛國婦人』第一號を發刊す○三十日、偕行社に於て第一回總會を開く、來會者千有餘人。

四月

○二日、本會基金制規を定む○十四日、奥村五百子京都支部發會式及び遊説のため出張す、○十六日、京都支部發會の式を擧ぐ、是れ支部總會の嚆矢なり△子爵世嗣夫人松平保子、松村琴子を評議員とす○廿三日、京城婦人會長林竹子より本會の趣旨を賛し金五百九十二圓を募集送附し來る。

五月

○三日、園田北海道長官及び各府縣知事三十二人を九段偕行社に招請す○廿五日廣島支部會務擴張の爲め郡市長を招待す○是月新潟支部發會式を擧ぐ△男爵夫人堤常子を評議員とす△沖安榮の愛知支部幹事長を解き、野村春子を同幹事長に同氏の石川支部幹事長を解き、村上須磨子を同幹事長とし、田中すい子の宮崎支部

二五六二

三五

幹事長を解き、岩男飛佐野を同幹事長とす。

六月

○九日、奥村五百子歸京す○廿一日、評議員會を開き各支部に副幹事長一名増員の件等を決議す○是月寺内瀧子を評議員とす。

七月

○十日、奥村五百子東北地方遊説の途に上る○是月片山龜子、内山訓子、山口キチ子を評議員とす△椿せい子を埼玉支部幹事長とす。

八月

○九日、第十二師團歩兵第廿四聯隊に於て舊福岡藩の時城中に埋藏し置きたる火薬爆發のため數十名の死傷を出せるを以て弔慰金六十六圓を送り同支部長深野次子をして慰問せしむ。

十月

○十日、機關雜誌「愛國婦人」の會告を以て便宜公式とすることを定む○十六日、奥村五百子長野新潟地方遊説の途に上る△深野次子を愛知支部幹事長、河島良久子を福岡支部幹事長とす。

十一月

○八日、後備歩兵中佐松原峻三郎を主事とす○十七日、香川支部發會式を擧ぐ、△十七日、熊本支部總會を開く○二十三日、會長理事連署を以て全國佛教各宗派

二五六三

三六

本山に書を致し會員募集の援助を依頼す○二十九日、奥村五百子唐津へ歸省す。

一月

○十四日、偕行社に於て評議員會を開き、了つて本部役員と東京支部幹事等新年互禮會を開く。

二月

○十八日、大會準備委員會を開く。

三月

○十五日、奥村五百子歸京す○十九日、本會總裁に閑院宮載仁親王妃智恵子殿下を推戴す△十九日、岩倉會長、大山理事第一師團を慰問す○二十日、宮城支部發會式を舉行す○二十二日、第二回總會を九段偕行社に開く、會する者一千有餘名、總裁殿下台臨あらせられ諭旨を賜ふ○此月阿部龍子を新潟支部李家貴實子を富山支部の各幹事長とす。

四月

○四日、京橋本郷兩區内に於て奥村五百子、村上文學博士の主旨擴張演説會を開く○九日、同斷○十三日、奥村五百子京都、大阪兩支部大會に列席し併せて各地遊説の爲め出發す△熊本支部總會を開く○十五日、京都支部第二大會を開く、會する者一千有餘名、總裁殿下諭旨を賜ふ○二十一日、大阪支部第一回總會を開く、會する者一千有餘名、總裁殿下諭旨を賜ふ○是月子曾夫人松井正子を評議員とす。

二五六三

三六

五月

○十六日、鹿兒島支部發會式を擧ぐ○二十三日、奥村五百子歸京す○二十六日、松原峻三郎の主事を解き門司和太郎を主事とす。

六月

○一日、奥村五百子栃木、群馬、埼玉地方遊説の途に上る○十三日、奥村五百子千葉地方を遊説す○二十三日、奥村五百子山梨地方を遊説す○是月子爵伊東祐亨、男爵内海忠勝、同松平正直、同清浦奎吾、同千家尊福を員外相談役とす。

七月

○四日、長崎支部發會式を擧げ總裁殿下諭旨を賜はる○九日、奥村五百子石川富山地方遊説の途に上る、○此月伯爵夫人清棲満子を埼玉支部、河野芳子を奈良支部渡邊るい子を山口支部各幹事長とす。

八月

○二十六日、第十一師團砲兵聯隊火藥爆發負傷者へ弔慰金を贈る。

九月

○五日、熊本支部郡市長招待會を開く○理事並に員外相談役會を開き事務所新築の件を協議す。

十月

○十日、奥村五百子静岡福井地方遊説の途に上る○二十日、大阪支部特別會員前

二五六三

三六

田竹代製作愛國婦人刀を總裁殿下に献じ、尙ほ岩倉會長及び奥村五百子へ各一口づゝを贈る○二十九日、三重支部總會を開く。

十一月

○五日、巡回中の奥村五百子は引續き京都、大阪、廣島各地に向ひ遊説す○八日神奈川支部第一回總會を開き、總裁殿下には台臨諭旨を賜ふ○十一日、名譽會員推戴請願書を呈出す○十六日、大元帥陛下姫路城内に臨幸觀兵式を行はせたまふに際し、兵庫支部會員三百二十餘名特に陪觀を許さる○是月東京支部幹事服部文子全國姉妹に檄するの文を都下新聞に掲げ會務の發展を策る。

十二月

○一日、巡回中の奥村五百子更に愛媛地方に向ひ遊説す○十九日、支部に顧問を置き之を地方長官に囑託し、支部幹事長を支部長副幹事長を支部副長と改稱す。

一月

○二日、相談役公爵近衛篤磨去せらる○七日、熊本支部新年宴會を兼ね總會を開く○十三日、九段偕行社に新年互禮會を開く○二十二日、總裁殿下日露國交危殆に瀕せるを察せられ時局に就き御諭旨を賜ふ○二十五日、會長理事連署して檄を全國婦人に飛し且つ、總裁殿下の御諭旨を敷衍して其遵奉實施方を全國會員へ申告す○是月渡邊いね子、長井とし子、中井かね子、室田せい子、菊地成子を評議員に、子爵芳川顯正を員外相談役とす。

二五六四

三七

二五六四

三七

二月

○二日、奥村五百子長崎大分各地遊説の途に上り半途病を獲郷里唐津に歸り療養す○四日、總裁殿下の諭旨を奉じ評議員松平久子、濱尾作子、佐世保軍港に集中せる帝國艦隊を慰問す○五日、會長理事より全國婦人に飛せし檄文を普く東京市内に配布す○七日、總裁殿下の旨を奉じ評議員松平久子、同濱尾作子、第十二師團を慰問す、是れ動員令を發せられたるが爲めなり○九日、總裁殿下の旨を奉じ評議員岡部坻子、同松平須磨子第二師團を慰問す○十四日、石川支部金澤市に講話會を開く△大分支部、發會式を舉行す△埼玉支部、職員會を開催す○十五日、兵庫支部神戸市山手俱樂部に幹事會を開き時局に對する必要の件を協議す△熊本支部、幹事會を開く○十六日、近衛師團出征に就き 總裁殿下の旨を奉じ岩倉會長評議員徳川久子同師團を慰問す△旅順港外の戦死者、海軍少佐山中幹の遺族を慰問し弔慰金を贈る○廿日、評議員清浦鍊子等海軍少佐山中幹の葬儀に參列す（因に此より後陸軍海軍將校下士卒戦死者の戦役間を通じ頻々たるを以て會の職員等其都度之に會葬し併て慰問することと爲せり、依てこれに關する記事は省略す）

○廿九日、皇室より優渥なる御沙汰を蒙り 天皇陛下より金七千圓 皇后陛下より金五千圓を下し賜はる○此月大塚富世子を北海道、白仁まつ子を朽木、岡本やち子を臺中、山形稻子を臺南の各支部長とす△各府縣知事を各支部顧問に擧ぐ△男爵夫人黒木百子、川目はま子を評議員とす。

二五六四

三七

三月

○三日、評議員會及び東京支部幹事會を九段偕行社に開き 兩陛下よりの御下賜金披露を爲す○五日、千葉支部に演説會を開く○七日、皇太子、皇太子妃兩殿下思召を以て金二千五百圓を本會に下し賜はる。會長岩倉久子より 兩陛下 兩殿下より御下賜金を辱なうするに至りたる以上は一層の奮勵を以て皇恩に報い奉るべき旨各支部支部長に示達す○八日、岩手支部幹事會を開く○九日、宮崎支部第一回總會を開く○十九日、第一師團動員完結につき岩倉會長大山理事 總裁殿下の旨を奉じ慰問す○廿三日、大會準備其他の件に關し偕行社に評議員會を開く○廿五日沖繩支部第一回總會を開く○廿六日、公爵岩倉具定金二千圓を會に寄贈す○廿七日、第三回總會を 總裁殿下の御邸内に開く、來會者三千餘名 殿下諭旨を賜ふ○廿八日、第三回總會參列の會員に限り新宿御苑の拜觀を許され翌三十日小石川後樂園の拜觀を許さる○三十日、有栖川、閑院、東伏見、伏見、小松、山階、北白川、賀陽、久邇、梨本、華頂、各宮家より五百圓以下百五十圓以上の金員を本會に下賜せらる△第三師團動員完結のため、愛知支部長深野次子 總裁殿下の旨を奉し、同支部副長後藤町子、會長代理として慰問す△本會は擧て軍人後援者たるを期する旨、軍人一般に書を寄せて告白す○是月波多野爲子を評議員とす。

四月

○三日、臺中支部發會式を擧ぐ○五日、岩手支部巻軸繙帶二千卷を陸海軍恤兵部

二五六四 三七

に寄贈す○九日、富山支部第一回總會を開き會の主旨を演説す聽衆二千五百名。
 ○十三日、評議員會を開き日本體育會建築物購入の件を議決す○十五日、奈良支部第一回總會を開く○十八日、熊本支部第二回總會を開く、○二十日、第十師團動員完結のため兵庫支部長服部鈴子は 總裁殿下の旨を奉じ、同支部幹事大塚ケイ子は會長代理として是れを慰問す○二十三日、赤十字社特志看護婦人會應援の爲めに來れる米人マツギー女史一行を新橋驛に歓迎す。○二十九日、第十一師團動員完結のため香川支部長小野田安子、總裁殿下の旨を奉じ同評議員長谷川武子會長代理として是れを慰問す○是月東伏見宮、山階宮、賀陽宮、久邇宮、梨本宮、伏見若宮の各妃殿下には會の名譽會員たる事を御承諾あらせらる△松井修徳を員外相談役とす。

五月

○二日、評議員會を開き評議員數増加の件等を議決す○四日、遊説員富樫眞喜子野中彌知子青森、山形、岩手福島各支部内を遊説し會員數百人を募集す○八日、京都支部第三回總會を開く、名譽會員賀陽宮、久邇宮兩妃殿下台臨總裁殿下諭旨を賜ふ○十日、第四師團動員完結のため 總裁殿下の旨を奉じ大阪支部長高崎榮子、熊本支部長江木中子は是れを慰問す○十一日、評議員會を開き靖國神社大祭に毎年奉納の紅白餅に關し事後承諾の件並びに奥村五百子病氣慰問の爲め金員贈與の件を議決す○十九日、名譽會員宮妃殿下の御寫眞御下附願を差出す。○是

二五六四 三七

月犬塚靜子を青森支部長とす○廿五日、評議員會を開き購入家屋修繕の件を議決す。

六月

○十二日、閑院宮殿下御出征奉送會を偕行社に開く○廿二日、評議員會を開く○廿四日、兵庫支部長服部鈴子姫路豫備病院を慰問す。○廿七日、本部事務員賞與調査委員會を開く△遊説員野中彌知子、愛知縣支部内を巡回遊説す○三十日、相談役會を開き、定款外三規則の件を協議す。

七月

○十二日、三重支部第二回總會を開く、來會者五百餘名 總裁殿下諭旨を賜ふ○十三日、第八師團動員完結のため、岩手支部長北條菊子 總裁殿下の旨を奉じ是を慰問す△評議員會を開き、定款外三規則制定の件を議決す○十八日、總裁殿下の御染筆御下賜を請願す○二十日、愛知支部巡回中の遊説員野中彌知子の援助として同富樫眞喜子、深澤邦子を派遣す○廿三日、高知支部會務擴張の件を協議す○是月東京支部を分立し、本部構内の一室を以て之に充つ△兵庫支部長服部鈴子以下職員第一師團長伏見宮貞愛親王殿下の凱旋を神戸驛に奉迎す△神奈川支部横濱市に於ては、幹事以上の職員組別にて軍隊送迎の任に當る。

八月

○一日、徳島支部市町村長助役に委員を囑托す○九日、徳島支部會員門標を掲ぐ

二五六四

三七

る事に決す○十日、評議員會を開く○十一日、奥村五百子病癒え歸京す○十六日評議員鄭濱子、同奥村五百子、伏見宮殿下の御負傷を御見舞申上ぐ○十七日、岩倉會長以下數十名、閑院宮載仁親王殿下の御出征を新橋に奉送す△韓國皇太子殿下より、金三千圓陛下貴妃殿下より金二千圓を會に寄贈せらる○廿二日、理事谷玖瀨子評議員佐々木貞子等會員卅餘名、伏見若宮殿下の御凱旋を新橋驛に奉迎す○廿四日、趣旨書訂正等の件につき評議員會を開く△德島支部、傷病兵慰問の爲め寄附金を募集す△香川支部評議員神尾松子は、會長代理、同副長石田チカ子は支部を代表し善通寺豫備病院を慰問し造花五十個を寄贈す○三十一日、韓國皇太子殿下同妃殿下へ金員寄贈の謝狀進呈に就き、總裁殿下の允許を稟請す○是月神奈川支部職員、閑院宮殿下の御出征を奉送し△兵庫支部長服部鈴子は、神戸驛に奉送す△香川支部歸還傷病兵の出迎、扶助等に盡碎し、其回数約三百回に上る△評議員山脇房子以下會員卅四名、東京支部幹事前田とみ子以下廿三名陸海軍戦傷病死者の葬儀臨式に忙殺せらる。

九月

○一日、麴町區飯田町牛ヶ淵日本體育會建築物全部を購入し本部を此に移す○五日、三重支部各幹事部參與會を津市に開く○十日、服部兵庫支部長姫路豫備病院並に露國俘虜を慰問す○十二日、德島支部副長告森多賀子善通寺陸軍豫備病院を慰問す○十五日、青森支部第一回總會を開く○十六日、公爵島津忠濟金壹千圓を本

二五六四

三七

會に寄贈す○十七日、侯爵夫人山内禎子を理事とす△三重支部幹事會を開く○廿二日、福岡支部顧問河島醇會員募集の件を郡市長に依頼す△德島支部吳海軍病院傷病兵を慰問す○廿四日、青森支部第一回總會を開く○廿八日、本部移轉式を舉行す。總裁殿下台臨諭旨を賜ふ○是月奥村五百子を評議員とす△富山支部會務擴張の爲め音楽會を開く△北海道支部長大塚富世子、總裁殿下の旨を奉じ第七師團を慰問す△評議員藤井とく子近衛師團長陸軍大將男爵長谷川好道の凱旋を歓迎す△岩手支部第七師團歸還傷病兵の爲め物品を寄贈す△評議員菊池威子以下戦傷死者の遺族慰問と會葬に忙殺せらる。

十月

○三日、評議員會を開く△新潟支部幹事會を開く○七日、總裁殿下御邸内に於て各支部顧問招待會を開き御諭旨を賜ふ○八日、本部に於て各支部主事及び事務員の協議會を開く○十一日、新潟支部臨時總會を開く○十二日、評議員會を開く子爵島居忠文布哇に於る會務擴張の成績を報告す○十三日、東京支部軍人遺族授産の目的を以て裁縫部を設く△福岡支部學校教員の妻女及び女教員に會員募集を依頼す○廿四日、長野支部評議員色部類子輕井澤陸軍傷病兵轉地療養所を慰問す○廿六日、評議員會を開き救護金配當の件を議決す○是月男爵夫人三井苞子に監事を囑托す。△神奈川支部顧問周布公平郡長會議に際し會務擴張の演説を爲す△遊説員野中彌知子同富樫眞喜子岡山愛知等各支部内廿九個所を巡回講演す會員益増

二五六四

三七

加す△岩手支部出征軍人家族貧困者に防寒の衣服を寄贈し始む△石川支部第九師團の依托に因り陸軍病衣二萬枚を裁縫す。

十一月

○三日、山形支部發會式を舉行す 總裁殿下諭旨を賜ふ○八日、京都支部規則改正の爲め職員會を開く○九日、評議員會を開く△宮崎支部長岩男飛佐野豫備病院に傷病兵を訪問す○十三日、長崎支部第二回總會を開く 總裁殿下諭旨を賜ふ△評議員會を開く○廿日、鹿兒島支部第二回總會を開く 總裁殿下諭旨を賜ふ○廿一日、東京支部幹事會にて會員募集の幻燈會開催の件を議決す○廿五日、鐵道作業局長官より官設鐵道各停車場乗降場に於いて幹事以上の職員軍隊送迎又は傷病兵慰問の際は其入場料を免除する旨通達あり○三十日、東京支部赤坂演技座に於て日露戰闘寫眞幻燈會を開き男爵尾崎三良、奥村五百子等演説す○是月公爵夫人九條恵子に監事を、高橋新吉に會計監督を囑托し、安藤菊子に愛媛支部長、安藤謙介に同顧問、香川輝に佐賀支部顧問を囑托す。△韓國皇太子妃殿下薨去につき岩倉會長吊詞を贈呈す△出征中の閑院宮殿下中將に御昇進あらせらる岩倉會長祝詞を奉呈す。△閑院宮家、宮中女官、岩倉、島津、徳川の各公爵家、山内、前田各侯爵家等より東京支部裁縫部へ裁縫手を派し其他評議員東京支部幹事會員等日に慈善裁縫に出場する者多し。

十二月

二五六四

三七

○一日、二日の兩日東京支部は神田錦輝館に幻燈會を開き奥村五百子等演説す○三日、徳島支部長床次清子電報を以て陸軍中將土屋光春の負傷を慰問す○十四日評議員會を開く○十八日、岩倉會長理事山内禎子以下廿餘人陸軍豫備病院澁谷分院の傷病軍人を慰問す○廿一日、奥村五百子病氣療養の爲め郷里唐津に歸る○廿六日、英國赤十字社より金一萬五千圓を寄贈せらる 總裁殿下特に謝意を表させらる△徳島支部出征軍人留守宅の火災に罹りたる者に見舞金を贈る○是月有松男子に三重支部長、有松英義に同顧問、押川愛子に岩手支部長、押川則吉に同顧問、西澤泉子に青森支部長、西澤正太郎に同顧問、坂本急子に福井支部長、松永美茂子に島根支部長、松永武吉に同顧問を囑托す。△長野支部處務細則改定明年一月より施行△雜誌「愛國婦人」三千五百部を出征軍隊に同四百五十部を各艦隊に寄贈す△會より出征軍隊に寄贈すべき「はがき」寄附數十萬枚に及ぶ△山陽鐵道外四私設鐵道會社は會の幹事以上の職員軍隊送迎等の場合各停車場乗換場へ無料入場する事を認諾す△評議員其他數十人は會を代表し海軍大將東郷平八郎海軍中將上村彦之丞の入京を新橋驛に歓迎す△神奈川支部陸軍恤兵部へ諸種の物品を献納す△兵庫縣下に於て傷病將卒城崎温泉療養所に送致の際溺没者に對し會員數十人機敏の行動を爲し救助に盡瘁す△評議員黒田清子、東京支部幹事仁杉歌子等十八人は毎々戦病死者の葬儀に臨席及傷病兵の慰問に至らざる無し。

二五六五

三八

一月

二五六五

三八

○二日、前本部顧問故公爵近衛篤磨の一周年祭相當につき會の代表者清浦鍊子等谷中墓地に参拜す○五日、京都支部新年祝賀會を開く○七日、秋田支部幹事會兼新年祝賀會を開く○十二日、本部に於て新年互禮會を開く 總裁殿下台臨諭旨を賜ふ○十三日、兵庫支部各團體と聯合し湊川遊園地に戦死者追吊會を開く○十七日、福岡支部出征歩兵第廿四聯隊へ慰問袋二千五百餘個を贈る○廿一日、本會發展上に功勞ありたる顧問男爵内海忠勝薨去す、廿三日理事其他會葬す○廿三日熊本支部職員例會を開く△評議員濱野子以下數名上村海軍中將の出征を新橋驛に送る△新潟支部岩瀬郡に於て恤兵部へ金若干を寄贈す○廿四日、兵庫支部 北白川宮殿下の御凱旋を神戸驛に奉迎す△評議員清浦鍊子等會を代表し北白川宮殿下の御凱旋を新橋に奉迎す○廿五日、評議員會を開く○廿六日、高知支部幹事會を開く△山形支部幹事會を開き軍隊輸送豫備病院慰問の件を協議す△此日より廿九日迄四日間静岡支部は幻燈會を開き收益金を軍人遺族に贈與す○廿九日、兵庫支部長服部鈴子以下職員 東伏見宮殿下の御西下を神戸驛に奉送す○是月大塚實に北海道支部顧問岡優子に秋田支部長岡喜七郎に同顧問を囑托す△兵庫支部長服部鈴子等第三十九聯隊將校合同葬儀參列の爲め姫路に出張す△宮崎支部慰問袋四萬六千餘個を集め出征第六、第十二兩師團に送る△臺灣支部經常費を節し千餘圓を恤兵被服調製費として本部に送り來る。

二月

二五六五

三八

○二日、理事顧問會を開く○六日、理事島津田鶴子等海軍大將東郷平八郎の出征を新橋に送る○七日、理事顧問會を開き會費一時納金等の件を協議す○八日、評議員會を開き三十八年度以後會費一時納金は支部經費を扣除せし上本部基本金に組入の件外數件を決議す○九日、總裁殿下各名譽會員殿下へ新年互禮會の寫眞を献す○十日、兵庫支部幹事會を開き小山田海軍大尉の實戰談を聴く○十一日、會員有志者より募集の軍隊寄贈はがき締切總計百三十萬餘枚に達す○十五日、岩倉會長近衛理事佐藤會計監督臺灣總督府民政長官後藤新平と本部に會し臺灣支部の件を協議す○十九日、本部職員若干名出征中病死の第一師團長陸軍中將松村務本の葬儀に列す○二十二日、會の特製はがき三十五萬枚を出征陸軍將士に贈る△兵庫支部神戸市婦人奉公會と聯合し支部幹事會を山手俱樂部に開く○二十四日、理事會同して會の定款案解説を法學博士高木豊三に聴く○二十七日、出京中の各支部顧問の隨行員を本部に招き會務の打合せを爲す○是月高橋す、子に評議員を囑托す。△神奈川支部は米國人ヘクハム夫人等寄贈の軍需品を陸軍恤兵部に獻納す。

三月

○一日、法學博士高木豊三に本會を法人組織と爲す一切の手續を委任す△遊説員富樫眞喜子歸京す○四日、評議員子爵夫人田中伊與子逝去す七日評議員岡部坻子同跡見花蹊等會葬す○七日、徳島支部繪はがき一萬枚を出征第十一師團に寄贈す○八日、評議員會を開く○十三日、總會準備委員會を開く○十四日、理事顧問會

二五六五

三八

を開き事務章程設定の件等を協議す○十五日、兵庫支部幹事會を開く○十六日、奥村五百子唐津より歸京す○十六日評議員岡部坻子本部顧問岡部長職靜岡岐阜等各地遊説の途に上る○十七日、遊説員富樫眞喜子靜岡支部に出張す○十九日、香川支部郡市幹事總會を開く○二十二日、第四回總會に皇后陛下行啓請願書の手續を爲す○二十四日、式部官萬里小路男爵本會を巡視せらる△評議員會を開き第四回總會豫算等の件を決議す○二十七日、總會準備委員會を開く△會計検査の爲め三井監事代早川千吉郎來會す△原亮三郎第四回總會費金一千圓を寄贈す○二十八日、東京支部幹事中山幸子會の擴張に努め多數寄附金者を紹介す○三十一日、總會準備委員會並に東京支部幹事會を開き總會準備の件を協議す○此月神奈川支部顧問周布公平幹事部顧問會を開き會務擴張の件を演説し又同支部開催の幻燈會に出席演説を爲す。

四月

○一日、北海道支部函館區幹事部を分離し新たに函館支部を設置す△各支部の主事等三十餘名本部に於て相談會を開く○二日、東京偕行社にて第四回總會を開く皇后陛下行啓あらせられ令旨を賜はる○三日、在京中の各支部主事等を招集し佐藤事務長代理會務上の訓示を爲す○五日、出京中の各支部長副長を本部に招待し午餐を饗す○六日、本會定款の登記を爲す○九日、京都支部第四回總會を開き總裁殿下より諭旨及び 閑院宮殿下より祝電を賜ふ○十二日、評議員會を開く○

二五六五

三八

二十三日、高知支部第一回總會を開き 總裁殿下諭旨を賜ふ○二十四日、本會法人組織の番號百〇五號を以て其筋より謄本下附せらる○二十五日、岩倉會長等五十餘名 閑院宮殿下 御凱旋を新橋驛に奉迎す○二十六日、評議員會を開き靖國神社臨時祭參拜の軍人遺族接待等に關する件を決議す○廿九日、石川支部金澤市に講話會を開く○三十日、大分支部第一回總會を開く 總裁殿下諭旨を賜ふ△岩手支部第一回總會臨席の爲め評議員棚橋絢子出張す○是月定款に基き初て選舉を行ひたる結果岩倉久子に會長を囑托し一條悦子、徳川泰子、近衛貞子、島津田鶴子、毛利安子、大山捨松、鍋島榮子、山内禎子、谷玖滿子に理事、九條惠子、三井苞子に監事を、二條治子、三條治子、池田亨子、蜂須賀隨子、細川孝子、徳川久子、伊達孝子、黒田清子、佐竹祚子、板垣絹子、井伊常子、藤堂量子、戸田極子、徳川知子、大隈綾子、松平光子、阿部篤子、酒井鏐子、酒井夏子、佐々木貞子、伊東美津子、岩倉梭子、本多延枝子、戸田時子、岡部坻子、小笠原秀子、香川須磨子、田村貞子、曾我巖子、鍋島易子、鍋島輝子、山口キチ子、山地謙子、松井正子、松平八百子、松平保子、松平靱子、松平雅子、秋元宗子、佐竹環子、花房千鶴子、長谷川辰子、大寺常子、尾崎八重子、河村清子、高木富子、堤常子、内海千代子、黒木百子、松平須磨子、兒玉まつ子、神山萬佐子、清浦鍊子、菊池辰子、澁澤兼子、千家俊子、杉溪茂子、松平逸子、岩佐徳子、伊澤千世子、波多野爲子、伊集院繁子、鳩山春子、原口關子、濱尾作子、原禮子、早川里子、仁尾繁子、新山雅樂子、

二五六五

三八

穂積歌子、穂積松子、保利久土、東郷鐵子、豊島文子、大浦こう子、大谷加知子、大藏松子、奥村五百子、川目はま子、渡邊稻子、嘉納須磨子、片山龜子、高木鎌子、辰野秀子、棚橋絢子、高橋すゝ子、武田錦子、田邊とら子、相馬陸子、園田銚子、津田梅子、長岡芳子、南郷柳子、中山幸子、長井とし子、中井かね子、室田せい子、宇佐川種子、浦田縫子、内山訓子、柳谷千代子、山脇房子、山本たは子、安田房子、松村琴子、松浦島子、古市幸子、古莊志佳子、福島貞子、藤井とく子、後閑菊野子、近藤從子、小林たへ子、小浦義子、鄭濱子、寺内瀧子、跡見花蹊、有島幸子、麻生筆子、阪谷春子、佐藤猶子、佐藤靜子、佐方鎮子、澤芳子、佐藤律子、佐々木芳子、税所ゑい子、木越貞子、菊池成子、三輪田眞佐子、三井照子、三井五十子、三井壽天子、三井榮子、島田信子、澁谷知和子、下田歌子、弘田増子、仁杉歌子、森村菊子、關邨子に評議員を囑托し、又西川文子に函館支部長を囑托す△神奈川支部英國人アリスリツチフィールド夫人等寄贈の毛糸にて腹巻を作り陸軍省に獻納す。

五月

○一日、本部役員並に東京支部幹事等靖國神社臨時大祭中軍人遺族接待につき打合せを爲す○二日、岩手支部第一回總會を開く 總裁殿下諭旨を賜ふ○三日……六日、靖國神社大祭につき同社神前に鏡餅一重を獻納し牛ヶ淵公園に於て本會職員等軍人遺族に茶菓の接待を爲す△神奈川支部靴足袋二千六百七十二足を恤兵品

二五六五

三八

として陸軍省に獻納す○六日、熊本に於ける招魂祭執行中同支部長江木中子等は參拜遺族のため接待所を設く△函館に於ける招魂祭執行中同支部長西川文子等は參拜遺族のため接待所を設く○十日、評議員會を開き第四回總會費決算報告を爲す○十三日、徳島支部軍人家族の奇特者三十三名を慰問す○十六日、徳島支部各戸に就き會員募集を始め△長崎支部特別會員原口タツ會員募集の爲め自費にて海外渡航の途に上る○二十日、二十一日の兩日金澤に於ける招魂祭執行中石川支部長村上須磨子等參拜遺族のため接待所を設く○二十三日、理事顧問會を開き廢病院設立に關する件を協議す○二十四日、評議員會を開き評議員會定日更正の件等の報告を爲す○三十日、砲兵工廠内電永作業爆發の爲め死傷者を生せしを以て弔慰並に慰問品を寄贈す○三十一日、總裁殿下は日本の戦捷に對し東郷聯合艦隊司令長官に祝電を發せらる△會長理事亦戰捷祝賀狀を呈す○是月山田邦彦に函館支部顧問を囑托す△臺南支部慰問袋一萬餘個を其筋に寄贈す△山梨支部軍人遺族及び出征軍人家族のため麥稈經木眞田編製職講習會を開く△愛媛支部亦同様の講習會を開く△岡山支部幼児保育所を設く。

六月

○一日、曾て差出したる廢病院設立願書却下せらる△福岡支部福岡及び小倉豫備病院へ娛樂品料を寄贈す○二日、在佛國理事一條悦子繪はがき五百枚を會に寄贈す○四日、會長理事監事連名にて東郷大將に感謝狀を呈す○八日、總裁殿下御染

二五六五

三八

筆を下賜せらる〇九日、奥村五百子遊説員富樫真喜子遊説を了へ歸京す〇十日、清國上海に上海委員部を設置す〇十一日、閑院中將宮殿下の御凱旋奉賀と日本海戦捷祝賀を兼ね九段偕行社に於て祝賀會を開く〇十五日、理事會を開き海外委員部規則等を協議す〇十六日、評議員奥村五百子等清國渡航を允許せらる〇十九日、總裁殿下御染筆額面を支部に送付す〇二十日、東京支部幹事會を開く〇二十二日、函館支部職員協議會を開く〇二十五日、鹿兒島支部第三回總會を開く、總裁殿下諭旨を賜ふ〇二十六日、本部支部規則内務大臣より認可せらる〇二十八日、評議員會を開き資産管理處分規則設定の件等を議し後奥村五百子渡清の送別茶話會を開く〇二十九日、奥村五百子等の一行渡清の途に就く〇三十日、出征將士及び傷病兵慰問の爲め、募集せる扇子二十三萬二千本に達し夫々寄贈の手續を爲す〇是月法學博士高木豊三に顧問を久水と歌子にシャートル委員部長、久水三郎に同顧問、齋藤豊子に布哇委員部長、齋藤幹に同顧問、上野トク子に桑港委員部長、上野季三郎に同顧問、新庄志賀子に平壤委員部長、新庄順貞に同顧問、若松りう子に木浦委員部長、若松兎三郎に同顧問、三浦喜代子に馬山委員部長、三浦彌五郎に同顧問、小田切桂子に上海委員部長、小田切萬壽之助に同顧問を囑託す△大分支部出征軍人に扇子六萬五千七百本を寄贈す△山口支部長渡邊るい子等陸軍豫備病院山口分院の傷病兵を慰問し煙草其他を贈る

七月

二五六五

三八

〇一日、評議員岡部坻子各地を遊説し次で韓國を経て歸京し到る處好成績を擧ぐ〇六日、徳島支部「戦争と婦人」と題する冊子千五百冊を支部内郡市幹事部に配布す〇七日、評議員奥村五百子一行清國大連より旅順金州遼陽奉天に赴き再び遼陽を経て海城其他に向ふ軍隊舍營地及び野戰病院等を歴訪慰問す〇八日、函館支部職員會を開く〇十一日、十二日の兩日山口支部主事山根恭太支部長代理として室積、湯野の各陸軍轉地療養所に到り傷病患者を慰藉す〇十五日、内務大臣より會の資産管理及び處分規則を認可せらる〇十七日、理事會を開き臺灣支部設置等の件を協議す△臺北臺中臺南の三支部を廢し臺灣支部を總督府所在地に設置し内地支部規則に準ず〇二十日、恤兵寄贈に因り賞勳局より銀盃を下賜せらる△青森支部軍人遺族幼兒保育所を設く△新潟支部遺族慰藉會を開く〇二十五日、函館支部發會式を舉行す、總裁殿下諭旨を賜ふ△米國大統領アリスルーズベルト嬢一行入京に付會長始め職員新橋驛に歓迎す〇廿八日、ルーズベルト嬢一行退京に付大山理事以下新橋驛に見送る〇是月後藤和子に臺灣支部長後藤新平に同顧問を囑託す△徳島支部日本赤十字社篤志看護婦人會徳島支會と、もに慰問袋一萬個を出征軍人に寄贈す

八月

〇三日、神奈川支部幹事平沼千代子軍隊送迎の爲め平沼驛に出張中誤て運行列車に觸れ即死す〇是月森川フジ子に晚香坡委員部長森川季四郎に同顧問を囑託す

二五六五

三八

△奥村五百子滿洲より引續き韓國に赴き軍隊を慰問す△清國人王化成銀票一萬兩を會に寄贈す○大阪支部は金六千圓を青森支部は金五百圓を軍人遺族幼兒保育所補助等のため帝國軍人援護會より受領す。

九月

○一日、顧問會を開く○六日、評議員會を開く○九日、東京に戒嚴令施行中本部附近の衛兵に本部の電話を使用せしめ且つ湯茶を供給す○十一日、徳島支部は恤兵袋九千六百餘個銃器掃拭用紙二萬七千餘枚布片千八十餘枚を戦地に寄贈す○二十日、岩倉會長 總裁殿下御名代として福島青森兩支部總會に出張の命を奉じ東郷三輪田税所の三評議員と共に出發す○二十四日、青森支部第一回總會を開く、岩倉會長 總裁殿下の御名代として臨場諭旨を賜ふ○二十七日、福島支部第一回總會を開く岩倉會長 總裁殿下の御名代として臨場諭旨を賜ふ○二十八日、岩倉會長の一行歸京す○三十日、奥村五百子の一行歸朝す○是月大久保榮子に埼玉支部長大久保利武に同顧問、武田はま子に山梨支部長武田千代三郎に同顧問、大山徳子に長野支部長大山綱昌に同顧問、小倉田鶴子に大分支部長小倉久に同顧問を囑託す。

十月

○二日、米國大統領アリスルズベルト嬢神戸寄港に因り服部兵庫支部長は乗船ミネソタに訪問す○四日、時局終局に臨み 總裁殿下諭旨を賜ふ○五日、理事大山捨松 總裁殿下御名代として愛媛香川徳島三支部總會臨場のため出發す△會長代

二五六五

三八

理伯爵夫人戸田極子評議員子爵夫人伊東美津子等横濱にアリス、ルーズヴェルト嬢を訪ひ歸國紀念として盆裁を贈る○八日、愛媛支部第一回總會を開く 總裁殿下御名代大山理事臨席す、諭旨を賜ふ○十日、香川支部第一回總會を開く○十一日、理事會を開く○十二日、徳島支部第一回總會を開く、△本部職員等英國支那艦隊司令官ノール大將以下の入京を新橋驛に歓迎す○十三日、閑院宮殿下、石川、富山、福井の三縣へ成らせらる、御序を以て本會役員へ拜謁を賜はるべき御内命あり○十四日、評議員黒田清子同武田錦子會を代表しノール大將を英國公使館に訪ひ造花々籠一個を贈呈す○十五日、大山理事一行並に奥村五百子等歸京す △山口支部出征中の第二十一旅團將校以下慰問の爲め手拭四千五百餘筋を寄贈す○十八日、評議員會を開く○十九日、會長岩倉久子、理事大山捨松、評議員清浦鍊子奥羽並四國地方支部總會臨場の状況を 總裁殿下に復命す△奥村五百子 總裁殿下に拜謁し滿韓地方視察の状況を言上す○二十日、奥村五百子滿韓巡回先より携へ歸れる陸軍戦利品を記念として會に寄贈す○二十二日、評議員戸田極子等東郷海軍大將上村片岡兩中將の凱旋を新橋に歓迎す○二十三日、神奈川沖に於て凱旋大觀艦式舉行に付職員並に會員の陪觀所を伊勢山と不動山との二ヶ所に設く○二十七日、評議員伊東美津子以下 東伏見宮殿下の御凱旋を新橋驛に奉迎す○二十八日、功績詮考委員會を開く△英國艦隊司令長官ノール大將英貨二十五磅を會に寄贈す○二十九日 東郷海軍大將祭主となり明治三十七八年役海軍

二五六五

三八

戦死者の追悼會を青山墓地に執行す。本部評議員八名參列す○三十日、韓國婦人を正會員として入會を許す件を同國委員部に通牒す○是月有吉明に釜山委員部顧問を囑託す

十一月

○一日、評議員奥村五百子九段偕行社にて滿韓地方軍隊慰問の報告演説を爲す△德島支部凱旋軍人歡迎所を德島停車場に設く○四日、鹿兒島支部第四回總會を開く 總裁殿下諭旨を賜ふ△評議員奥村五百子遊説員富樫眞喜子石川支部遊説の途に上る△理事評議員及東京支部幹事本日より交も新橋、新宿、品川各停車場に出張し凱旋軍隊を歡迎す○六日、理事大山捨松評議員清浦鍊子同東郷鍊子を宮中に召させらる△函館支部凱旋軍隊歡迎に茶菓を饗する事とす○八日、理事顧問會を開く○十五日、功績詮考委員會を開く○二十日、沖繩支部第二回總會を開く總裁殿下諭旨を賜ふ○十七日岩倉會長濱尾評議員東郷大將邸に至り凱旋を祝し感謝狀と紀念品とを呈す○十九日、天皇陛下伊勢大廟より還幸あらせらる岩倉會長以下麴町幸町に整列奉迎す○二十九日、評議員會を開く○二十六日、群馬支部第一回總會を開く○二十九日、功績詮考委員會を開く○三十日、皇太子殿下伊勢大廟より還啓に付評議員板垣絹子等新橋驛に奉迎す○是月在天津伊集院芳子等戦死者遺族及廢兵救護の慈善市を英國公會場に開き翌年二月金三千三百六十餘圓を集め會に寄附す

十二月

二五六五

三八

○六日、理事顧問會を開く○七日、岩倉會長以下評議員東京支部幹事等大山滿洲軍總司令官の凱旋を新橋驛に歡迎す○九日、理事毛利安子以下五十餘人黒木第一軍司令官の凱旋を新橋驛に歡迎す○十三日、評議員會を開く○十六日、岩倉會長評議員高木鍊子大山元帥邸に至り凱旋を祝し會より記念品を贈呈す○十七日、九段偕行社々室を明治三十九年中會の職員等會合の際無料貸與の承諾を受く△評議員長岡芳子近衛騎兵聯隊に於る弔魂祭を兼ね凱旋祝賀會舉行に付臨席す○十八日沖繩支部第二回總會を開く 總裁殿下諭旨を賜ふ○二十三日 閑院宮殿下眞影を下賜せらる○二十五日、評議員奥村五百子遊説員富樫眞喜子石川福井の各支部巡回を了へ歸京す○二十七日、皇太子殿下吳軍港より御還啓あらせらるゝに付き中山幸子以下の評議員等新橋驛に奉迎す△中山評議員以下二人大島關東都督の凱旋を新橋驛に歡迎す○是月李家實實子に静岡支部長李家隆介に同顧問、龜井眞洲子に宮城支部長龜井英三郎に同顧問、川上縫子に富山支部長川上親晴に同顧問を囑託す。

一月

○四日、總裁殿下御邸内の家屋一棟炎上に付岩倉會長近衛理事以下五人職員總代として御機嫌伺の爲め參候す○五日、京都支部職員新年祝賀會を開き三好陸軍中將等の演説あり○十二日、理事谷玖瀨子以下五十七人第二軍司令部奥司令官の凱旋及 梨本宮殿下の御凱旋を新橋驛に歡迎す○十四日、理事鍋島榮子等八十餘人

二五六六

三九

三五六六

三九

第三軍司令部乃木司令官の凱旋を新橋驛に歓迎す○十七日 新年互禮會を九段借
 行社に開き兼て大山元帥を招待し凱旋祝賀會を催す△理事鍋島榮子等五十餘人第
 四軍司令部野津司令官の凱旋を新橋驛に歓迎す○十九日、韓國委員本部を創設す
 ○二十日、理事谷玖瀨子等四十餘人鴨綠江軍司令部川村司令官の凱旋を新橋驛に
 歓迎す○二十四日、評議員會を開く○二十六日、評議員奥村五百子佐賀支部下を
 遊説す○二十七日、評議員山地謙子等飯田第一師團長の凱旋を新橋驛に歓迎す○
 是月男爵夫人西美喜子に評議員、岩男飛佐野に徳島支部長、岩男三郎に同顧問、
 清野くに子に秋田支部長清野長太郎に同顧問、戸田松子に宮崎支部長戸田恒太郎
 に同顧問を囑託す△在暹羅國稻垣滿次郎より同國朝野有志の寄附金二千九百六十
 餘圓を會に寄贈し來る。

二月

○一日、評議員奥村五百子一行前月に引續き佐賀支部下を遊説す○十五日、評議
 員會を開く○二十一日、岩倉會長代理として理事鍋島榮子宮中に伺候 皇后陛下
 より明治三十七八年戦役の功績を嘉みせられ令旨を賜はる○二十二日、總裁殿下
 女王殿下を御誕生あらせられたるを以て理事總代大山捨松評議員總代板垣絹子支
 部長總代千家俊子幹事總代仁杉歌子等 總裁殿下御邸に參候し御祝賀を申上ぐ○
 二十五日、總裁殿下の旨を奉し會長代佐藤會計監督沼津御邸に伺候し令旨御下
 賜の御禮を申上ぐ 皇后陛下特に謁を賜ひ會の盛況を嘉し玉ふ○二十六日、東京

二五六六

三九

市に於る英國皇族コンノト殿下歓迎會へ本部評議員三十餘人參會す△元台南支
 部へ賞勳局より銀盃一個を賜はる曩に陸海軍恤兵費金千五百圓を献納せるが爲め
 なり○是月鶴原誠子に韓國委員本部長鶴原定吉に同顧問を囑託す。

三月

○一日、奥村五百子一行前月に引續き佐賀支部を遊説す○十三日、青山練兵場に
 於て第一師團臨時招魂祭執行のため東京神奈川外七支部聯合して遺族參拜者へ茶
 菓を饗し接待慰藉に努む○十四日、評議員會を開き第一銀行を會の預金銀行指定
 の件等を議す○十五日、上海委員部第二回總會を趙氏の花園に開く○十七日、本
 部樓上に於て「愛國婦人」一百號の祝宴を開く○十八日、横須賀衛戍地不入斗練
 兵場に於て第一師團管下東京灣要塞砲兵聯隊臨時招魂祭執行に付東京神奈川等各
 支部聯合して接待慰藉に努む○二十三日、賛助員證に 總裁殿下の御署名の件聽
 許を得○二十四日、香川縣栗林公園に於ける第十一師團將校凱旋祝賀會開催に付
 同支部幹事以上五十餘人接待に従事し茶菓の饗應を爲す○是月公爵大山巖、伯爵
 東郷平八郎に顧問を囑託し山田武子に函館支部長を囑託す△鹿兒島支部第四十五
 聯隊の凱旋を歓迎し又英國コンノト殿下の歓迎會を開催す。

四月

○二日、各軍隊の凱旋終了を告げたるを以て理事評議員及び東京支部幹事の新橋、
 新宿、品川各驛に於ける歓迎を廢止す○二日、元臺南支部に於て出征軍隊へ慰問

二五六六

三九

袋一萬餘個寄贈の故を以て賞勳局より金杯一個を下賜せらる○四日、第五回總會準備委員會を本部に開く○七日、長崎支部第三回總會を開く 總裁殿下諭旨を賜ふ○十一日、評議員會を開く○十四日、青山練兵場に於る近衛師團臨時招魂祭へ理事大山捨松等參列參拜遺族を接待す○十八日、本部職員功績詮考委員會を開く○十九日、監事三井苞子代理早川千吉郎本部に於て會計検査を爲す○二十三日、より二十六日迄四日間本部職員東京支部幹事毎日百餘人宛九段偕行社に出席し靖國神社臨時大祭に於ける參拜遺族に頒布すべき陸軍大臣寄附の軍用甘味品包装八萬七千九百七包を裝成す○廿六日第五回總會準備委員會を開く○三十日、陸軍凱旋大觀兵式を青山練兵場に舉行せられ會の職員特に陪觀の榮を得たり○是月男爵夫人井上光子、片岡多摩子、大迫隆子、尾崎英子、三井晴子に評議員を囑託す△三重支部津市に授産場を設置す。

五月

○一日、奥村五百子の一行歸京す○二日、より六日迄靖國神社臨時大祭執行に付き献納接待等例年の如し○三日、徳島支部會員の義捐金を東北三縣凶災地に贈る○五日、偕行社に地方官會議の爲め上京中の各支部顧問を招待す 總裁殿下台臨あらせられ諭旨を賜ふ○九日、十日の兩日靖國神社臨時大祭參拜遺族の接待等に盡力せる會の職員に赤坂離宮並に濱離宮の拜觀を許され濱離宮に於いては茶菓を賜はる○十九日、神戸市報公會の發起に成れる同市軍人戦病死者追悼會へ兵庫支

二五六六

三九

部職員以下七十名出張遺族の接待に従事す○二十日、第五回總會を内藤新宿植物御苑内に開く 皇后陛下行啓あらせられ令旨を下し賜ふ△東京府荏原郡大崎村島津正子一千圓を會に寄附す○二十一日、岩倉會長東郷奥村兩評議員京都支部總會參列の爲め出張す△第四回總會へ參列の會員一般へ小石川後樂園の拜觀を許さる○二十二日、總裁殿下京都石川兩支部總會台臨の爲め新橋驛御出發杉原會計課長隨行す△本部樓上に於いて總會に付き出張せる支部長支部副長評議員を招待し午餐會を催す○二十五日、京都支部第五回總會を京都御苑内博覽會場を開く 總裁殿下台臨あらせられ諭旨を賜ふ○二十八日、石川支部第一回總會を金澤公園に開く 總裁殿下台臨あらせられ諭旨を賜ふ△大阪支部第一回總會を中の島博物館に開き岩倉會長及東郷評議員臨場す○三十日、總裁殿下御歸京あらせらる近衛理事隨從歸京す岩倉會長以下本部職員四十餘人新橋驛に奉迎す○三十一日、徳島支部同市に於る臨時招魂祭舉行に際し會員二百人遺族の接待に奔走す○是月侯爵夫人野津とめ子に評議員香川嘉與子に佐賀支部長を囑託す。

六月

○六日、瑞西國通信記者ネッゲル嬢本部に來り會を世界に紹介せんため會の記事と特殊履歴ある婦人の寫眞を請求す依て協議の末岩倉會長奥村評議員の寫眞を交付す○八日、日露戰役に關し會の功勞者に贈與すべき記念章製作材料として鹵獲大砲拂下の件を陸軍大臣に請願し翌月十八日該砲一門拂下を受く○九日、新潟支

二五六六

三九

部顧問阿部浩同支部各都市幹事部顧問會の開會に際し會員増募の要を説く○十一日、岩倉會長 總裁殿下の御意圖を奉し戦後會の事業擴張の必要に應じ會員大增募の件を各支部長に通牒す○十三日、評議員會を開く△岩倉會長は濱尾高木中山柳谷有島の各評議員を戦役に關する記念章牌調査委員に指名す○二十三日、總裁殿下御殿に於て功績者に特別徽章を授與あらせらる○二十九日、戦役に關する記念章牌調査委員會を開く○是月 有栖川宮威仁親王妃慰子殿下會の名譽會員たることを御承諾あらせらる△子爵夫人岡部坻子に理事田中マイ子に宮崎支部長を囑托す。

七月

○十一日、評議員會を開く○十七日、奥村評議員病氣靜養の爲め退任す依て九段偕行社に慰勞會を開く○二十一日、奥村五百子歸郷の途に着く○二十七日、陸軍大將子爵兒玉源太郎薨去に付宇佐川評議員會を代表し其邸に到り弔詞を贈る二十八日評議員等會葬す○是月高松鏡太郎に事務長補助を囑託す。

八月

○二日、總裁殿下御殿に於て功績者に有功章を授與あらせらる○是月有田滿壽子に群馬支部長有田義質に同顧問久保田不二子に栃木支部長久保田政周に同顧問川路水尾子に奈良支部長川路利恭に同顧問小倉田鶴子に岐阜支部長小倉久に同顧問平岡なつ子に福島支部長平岡定太郎に同顧問馬淵よし子に山形支部長馬淵銳太郎

二五六六

三九

に同顧問山田夫代子に鳥取支部長山田新一郎に同顧問寺田春子に岡山支部長寺田祐之に同顧問谷口みを子に徳島支部長谷口留五郎に同顧問千葉美代子に大分支部長千葉貞幹に同顧問永井兼子に宮崎支部長永井環に同顧問を囑託す。

九月

○十七日、總裁殿下秋田支部總會へ台臨の爲め酒井跡見の兩評議員を隨へさせられ御出發あらせらる○十九日、秋田支部第一回總會を同市公會堂に開く 總裁殿下台臨あらせられ諭旨を賜ふ○二十日、津市に於て招魂祭執行に際し三重支部長有松英子以下參列遺族を接待す○二十三日 總裁殿下秋田支部より御歸京あらせらる△北海道支部第一回總會を札幌博物館に開き伊東評議員は 總裁殿下御名代として諭旨を奉讀す○二十六日、評議員會を開き奥村五百子養老年金三百圓贈與の件等を議決す○是月加藤直枝に天津委員長加藤本四郎に同顧問を囑託す△本會の爲め功績尠少なざりし玉井喜作獨逸國に於て病死す。

十月

○四日、内務省より相田良雄田中喜介の二人本部に來り支部經營の事業を査問す○六日、戦役記念賞牌製造に關し 總裁殿下眞影模寫の件を聽許あらせらる○十一日、廣告塔設置の件許可を受く○二十四日、評議員會を開く濱尾作子高木鎌子清浦鍊子柳谷千代子中山幸子有島幸子千家俊子參事會員に當選す○三十一日、參事會を開く。

三五六六

三九

十一月

○六日、靖國神社大祭執行あり鏡餅一重を献納す○八日、參事會を開く○十日、韓國委員本部發會式を舉ぐ 閑院宮家令松井修徳より特に 總裁殿下御満足に思召さる、旨を電達す此日伊藤統監等臨場す○十一日 鹿兒島支部第五回總會を開く○十五日、總裁殿下御殿に於て有功章授與式を行はせらる○十七日、岩倉會長各支部長に對し支部幹事部總會舉行の際は華奢に流れざる様通牒す○二十一日 總裁殿下山梨支部總會台臨の爲め阿部評議員及び山梨支部長武田濱子同顧問武田千代三郎を隨へさせられ四谷驛御出發あらせらる○二十三日、山梨支部第一回總會を開く 總裁殿下は評議員阿部篤子等を隨へ台臨あらせられ御滞在中の 閑院宮殿下亦特に台臨あらせらる 總裁殿下諭旨を賜ふ○二十四日、總裁殿下御歸京あらせらる岩倉會長以下四谷驛に奉迎す○二十八日、評議員會を開く○是月祝信子に臺灣支部長祝辰己に同顧問、薄ふみ子に岐阜支部長薄定吉に同顧問を囑託す。

十二月

○四日、韓國統監公爵伊藤博文韓國より歸京閣部理事以下新橋驛に出迎を爲す○五日、參事會を開く○十二日、華族會館に於て 總裁殿下の台臨を仰ぎ六日、入京せる韓國特使内部大臣李止鎔同夫人一行及び伊藤統監以下隨行員韓國委員本部長鶴原誠子同評議員鍋島禎子を招待し午餐會を開く○二十日、總裁殿下御殿に於て有功章授與式を行はせらる岩倉會長參列す○二十一日、韓國特使内部大臣李止鎔一行歸國の途に就く岩倉會長以下新橋驛に送る○廿八日、戰役に關する記念賞牌成る○是月河島良久子に北海道支部長河島醇に同顧問大塚富世子に茨城支部長大塚貢に同顧問中山笑子に栃木支部長中山巳代藏に同顧問下岡松子に秋田支部長下岡忠治に同顧問、寺原松子に福岡支部長寺原長輝に同顧問を囑託す。

一月

○二日、故顧問近衛公爵三周年墓前祭執行に付き佐藤南卿の兩評議員會を代表して參拜し奉告文を墓前に供す○九日、新年祝賀會を九段偕行社に開く 總裁殿下名譽會員山階宮妃久瀧宮妃兩殿下臨場あらせらる○十五日、韓國皇太子殿下御慶事奉祝の爲め衝立一脚に慶賀狀を添へて献呈す○二十三日、評議員會を開き救護課を設くる件等を決議す○是月清棲滿子に新潟支部長清棲家教に同顧問、森うん子に茨城支部長森正隆に同顧問、川島澄子に滋賀支部長川島純幹に同顧問、笠井芳子に岩手支部長笠井信一に同顧問、宗像直子に廣島支部長宗像政に同顧問、伊澤徳子に和歌山支部長伊澤多喜男に同顧問、鈴木鏢子に高知支部長鈴木定直に同顧問、押川愛子に熊本支部長押川則吉に同顧問を囑託す。

二月

○五日、京都支部長より京都大學入院中の元評議員奥村五百子病氣危篤の電報に接す 總裁殿下の台旨に依り松井閑院宮家令より御見舞の電報を送る岩倉會長近

二五六六

三九

二五六七

四〇

二五六七

四〇

衛理事も亦電報を以て慰問す〇五日、參事會を開く〇六日、奥村五百子病氣見舞の爲め評議員鄭濱子及び大久保庶務課長京都に出發す此日奥村五百子特旨を以て正七位に叙せらる〇七日、奥村五百子逝去す 總裁殿下の台旨に依り松井家令より弔電を送る會より葬儀料として京都支部へ向け金一千圓を本部職員より金一百圓を送致す△本部に救護課を置く〇九日、岩倉會長代理清浦評議員千家東京支部長代理幹事秋間爲子事務長補助高松鏡太郎等奥村五百子葬儀參列の爲め京都へ出發す△近衛貞子第六回總會準備委員長となる〇十日、岩倉會長代理評議員清浦鍊子葬主となり京都支部長大森齡子葬儀委員長となり奥村五百子の葬儀を東本願寺大學寮に執行す 總裁殿下御代大谷章子を始め近衛二條兩公爵代拜其他會葬者約千三百數十人頗る嚴肅且つ盛大なる葬儀なり〇十一日、評議員清浦鍊子の一行京都より歸京す〇十三日、第六回總會準備委員會を開く〇二十日、參事會を開く〇二十七日、第六回總會準備委員會を開く△評議員會を開く〇是月窪田悦子に牛莊委員長長窪田文三に同顧問を囑託す。

三 月

〇一日、岩倉會長代人並に近衛谷の兩理事評議員等三十餘人故奥村五百子の遺骨を新橋驛に迎ふ〇七日、淺草東本願寺に於て故奥村五百子の追悼會を執行す〇十七日、岩倉會長近衛理事以下十二人癩兵院開院式の招待に應じ參會し菓子料を寄贈す〇二十日、高松事務長補助東京勸業博覽會開會式に參列す是れ會より統計圖

二五六七

四〇

表額面を出品せしに因る〇廿七日、評議員會を開き故奥村五百子墓碑を淺草東本願寺に建設の件等を議す。

四 月

〇二日、參事會を開く〇十五日、出京中の地方長官隨員たる各支部主事々務員を本部に招待し事務の打合を爲す△德島支部會員は德島公園内に於ける招魂祭執行に際し接待慰藉につとむ〇十六日、岩倉會長近衛理事以下三十八人靖國神社臨時大祭委員長東郷海軍大將の依頼に依り參拜遺族に頒與すべき菓子一萬五千餘個の包装に從事完了〇十八日、上京中の各支部顧問並各支部長等を九段偕行社に招待す 總裁等下臨場あらせられ諭旨を賜ひ原内務大臣來賓を代表し奉答す〇二十日、三重縣廳主催の癩兵慰藉會を津市曙館に開き同支部職員五十餘人參列慰安の意を表せり△德島縣多家郎村丈六寺に於ける曹洞宗寺院聯合戰病死者追悼會執行に當り德島支部上村タケ子支部長代理として出張す〇二十二日、總裁殿下兵庫岡山愛知三支部總會へ台臨の爲め岩倉會長有島評議員を隨へ新橋を御出發あらせらる〇二十四日、兵庫支部第一回總會を開く 總裁殿下台臨諭旨を賜ふ〇二十六日、岡山支部第一回總會を開く 總裁殿下岩倉會長有島評議員を從へ台臨諭旨を賜ふ〇二十八日、京都支部第六回總會を開く名譽會員賀陽宮妃殿下台臨あらせらる村雲尼公岩倉會長臨場す△福島支部長平岡夏子支部内幹事部長の會同を自邸に開催し種種の要件を議し後午餐を共にす〇三十日、愛知支部第一回總會を開く 總裁

二五六七

四〇

殿下岩倉會長有島評議員を隨へ台臨あらせられ諭旨を賜ふ△ 總裁殿下御歸京あらせらるる谷理事以下新橋驛に奉迎す。

五月

〇二日、より五日に至る四日間靖國神社大祭執行に當り會長以下例年の如く參拜遺族の接待種々の贈品を爲し且 總裁殿下御染筆の「今はとて散るを惜まぬものゝ心の心に似たる山櫻かな」の御歌を表装せし掛軸を交付す〇六日、函館に於ける戦死者招魂祭執行に當り同支部職員等も幹旋の勞を執る〇八日、評議員會を開く△大阪支部幹事大谷通子熱誠會の擴張に努め入會者二千五百餘人を紹介す〇十二日、總裁殿下は岩倉會長岡部理事二條評議員以下評議員三十人を隨へ神奈川支部第二回總會へ台臨あらせられ諭旨を賜ふ 殿下は隨行員と共に即日御歸京あらせらる〇十九日、第六回總會を青山練兵場内に開く 總裁殿下を初め名譽會員有栖川宮伏見宮山階宮久瀨宮の各妃殿下台臨あらせらる〇二十日、在京の各支部長以下職員及佩有功章者等約七百餘人を偕行社に招き茶話會を開く〇二十日、二十一日の兩日總會參列の佩有功章者に新宿御苑及濱離宮の拜觀を許され同一般會員に後樂園の觀覽を許さる〇二十二日、九段偕行社に於て 總裁殿下を始め名譽會員 有栖川宮東伏見宮山階宮久瀨宮各妃殿下の台臨を仰ぎ在京中の各支部長本部職員等六十餘名會合し懇話會を催す〇二十三日、より二十四日に至り本部へ各支部主事四十餘人を招集し事務打合會を開く〇二十六日、總裁殿下山形支部總會

二五六七

四〇

へ台臨の爲め評議員長岡芳子を隨へ上野驛を御出發あらせらる〇二十七日、參事會を開く〇二十八日、山形支部第二回總會を開く 總裁殿下長岡評議員を隨へ台臨あらせられ諭旨を賜ふ〇三十日、總裁殿下山形支部より御歸京あらせらる本部職員等二十九人上野驛に奉迎す〇是月津輕照子、伯爵夫人小笠原貞子、同佐々木行子、子爵夫人本莊孝子、同細川同子、男爵夫人有地捨子、丹羽花子、堀光子、清水利子に評議員を囑託す。

六月

〇十五日、十六日の兩日金澤公園内に於ける招魂祭執行に際し石川支部並に金澤市幹事職員、幹旋の勞を執り且遺族を慰籍す〇十七日評議員會を開く〇二十七日、評議員花房千鶴子以下六人米國に於ける萬國陸海軍祝典に參列せし黒木陸軍大將一行の歸京を新橋驛に迎ふ。

七月

〇一日、總裁殿下新潟支部總會に台臨の爲め岩倉會長澁谷評議員を隨へ日本赤十字社新潟支部總會に成らせらる、閑院宮中將殿下と、もに上野驛を御出發あらせらる〇三日、參事會を開く〇六日、新潟支部第一回總會を長岡市に開く 總裁殿下並に閑院中將殿下台臨あらせられ諭旨を賜ふ〇七日、總裁殿下新潟支部より御歸京あらせらる各理事以下上野驛に奉迎す△石川支部主催となり故奥村五百子の追悼會を金澤市外大谷別院に開く。

二五六七

四〇

八月

○四日、韓國本部長鶴原誠子は京城衛戍病院及び漢城病院に到り京城變亂の際負傷せる日韓兵を慰問す○十日、岩倉會長は京城變亂の負傷兵に對し會より送附の慰問袋三百個の配與方を鶴原韓國本部長に委任す○二十日、千家評議員等韓國統監伊藤公の入京を新橋驛に迎ふ。

九月

○七日、參事會を開き各地水害及び函館區火災に關する臨時救護の件を協議す○二十一日、本部各評議員に對し日露戰役に關する行賞を發表す○二十二日、高松事務長補助會を代表して伊藤韓國統監の歸任を新橋に見送る○二十三日、總裁殿下は會長代理千家評議員及び古市評議員を隨へ島根支部總會へ台臨のため新橋を御出發あらせらる岩倉會長以下同驛に奉送す△本日及二十四日の兩日福島市信夫山招魂社に於て三十七八年戰役の戰病死者祭典舉行につき平岡支部長以下參集し遺族癘兵の慰藉に力む○二十五日、評議員會を開く○二十六日、島根支部第一回總會を松江市に開く、總裁殿下台臨あらせられ諭旨を賜ふ。

十月

○二日、總裁殿下島根支部より御歸京あらせらる岩倉會長以下新橋驛に奉迎す△島根支部第一回總會分會を濱田に開く△宮崎支部は、皇太子殿下行啓あらせらるゝを以て奉迎の爲め參集せる遺族癘兵に對し慰藉に力む○三日、徳島支部慈善演

二五六七

四〇

藝會を催す○六日、中山一位局薨去せらる板垣評議員會を代表し弔問す○十日、皇太子殿下韓國行啓の爲め新橋驛御發車につき岡部理事以下新橋驛に奉送す○十三日、埼玉支部第一回總會を浦和に開く、總裁殿下台臨あらせられ諭旨を賜ふ○十四日、故中山一位局葬儀を音羽護國寺に於て執行あり二條評議員以下會葬す○二十三日、評議員會を開き參事會員の員數を十人に増加する件等を議決し參事會員の改選を行ひ濱尾作子、中山幸子、高木鏤子、東郷鏡子、松平須磨子、山脇房子、關郵子、鳩山春子、三輪田眞佐子、仁杉歌子當選す○是月、皇太子殿下は韓國に行啓あらせられ韓國委員本部に對し金一千圓を御下賜遊ばさる。

十一月

○六日、靖國神社秋季大祭に付鏡餅一重を献納す○十日、韓國委員本部第一回總會を開く伊藤統監初め來賓頗る多く、韓國、皇后陛下より基本金として金二千圓下賜せらる○十四日、皇太子殿下韓國より御歸京あらせらる谷理事以下新橋驛に奉迎す○十五日、總裁殿下御邸に於いて特別徽章授與式を行はせらる○二十二日、總裁殿下は岩倉會長阿部片岡兩評議員を隨へ廣島長崎支部總會に台臨の爲め新橋驛御出發につき鍋島理事以下同驛に奉送す○二十四日、廣島支部第一回總會を廣島市に開く、總裁殿下岩倉會長以下を從へ台臨あらせられ諭旨を賜ふ○二十九日、長崎支部第四回總會を長崎市に開く、總裁殿下岩倉會長を從へ台臨あらせらる、閑院宮殿下亦特に台臨の榮を賜ひ諭旨を賜ふ○是月南部幸子に群馬支部長

二五六七	四〇	<p>南部光臣に同顧問を囑託す。</p> <p>十二月</p> <p>○四日、總裁殿下は岩倉會長を從へ長崎支部より御歸京あらせらる東郷評議員以下新橋驛に奉迎す△宮崎支部第一回總會を宮崎市に開く會長代理評議員阿部篤子評議員片岡玉子臨場す 閑院宮殿下特に台臨の榮を賜ふ○八日、岩倉會長以下閑院宮殿下の御歸京を新橋驛に奉迎す○十五日、韓國皇太子殿下入京せらる東郷評議員以下新橋驛に奉迎す。</p> <p>一月</p> <p>○十日、伏見若宮殿下御渡英の途に上らせらる阿部評議員以下新橋驛に奉送す○十二日、東京支部神田區幹事部は例年催し來れる新年會を廢し其費を癩病院在院者の慰藉に當て遊説員野中彌知子一場の演説をなす○十三日、參事會を開き故奥村五百子一周年法要執行の件等を協議す○十七日、總裁殿下並に 名譽會員東伏見宮妃殿下の台臨を仰ぎ新年互禮會を九段偕行社に開く○二十日、總裁殿下御邸に於いて有功章授與式を行はせらる○二十九日、大阪支部故奥村五百子の追悼會を支部樓上に開く○是月島田才子に埼玉支部長島田剛太郎に同顧問中村千代子に福井支部長中村純九郎に同顧問坂本急子に鹿兒島支部長坂本鈔之助に同顧問を囑託す。</p> <p>二月</p>
二五六八	四一	

二五六八	四一	<p>○五日、京都支部圓山公園内双林寺に於いて故奥村五百子追弔會を執行す○七日、淺草東本願寺に於いて故奥村五百子一周年の法要を執行し岩倉會長谷理事以下參拜す△兵庫支部は神戸市奥平野村祥福寺に於いて故奥村五百子追弔會を執行す○十日、韓國鎮南浦慈善會は韓國委員本部鎮南浦委員部に合併引繼す○十一日、奈良縣入廣橋廣吉藝名吉田奈良丸浪華節の興行を東京新富座に於て三日間開演し其收益金を本會へ寄附す○二十六日、評議員會を開く。</p> <p>三月</p> <p>○二日、總裁殿下御邸に於いて福岡支部幹事水落眞知子熊本支部幹事田代治子へ特に拜謁を賜ふ○四日、東京支部幹事會を開く○二十日、監事三井苞子評議員東郷鏡子會を代表し麻布烏居坂御用邸に參候 韓國皇太子殿下より韓國委員本部へ活動寫眞下賜の御禮を言上す○二十五日、評議員會を開き賛助員制改正の件等を議決す○廿八日理事顧問會を本部樓上に開く。○三十一日、總裁殿下群馬支部總會へ台臨の爲め上野驛を御出發あらせらる。評議員伊東美津子會長代理として隨行せり。</p> <p>四月</p> <p>○一日、韓國委員本部は京城昌德宮熙政堂及二日新王城德壽宮に於いて活動寫眞を韓國皇帝皇后兩陛下並に太皇帝陛下及び巖妃の御覽に供す○二日、群馬支部第一回總會を前橋市に開く 總裁殿下は伊東會長代理等を隨へ臨場あらせられ 閑</p>

二五六八

四一

院宮載仁親王殿下も台臨あらせらる。總裁殿下諭旨を賜ふ○三日、總裁殿下群馬支部より御歸京あらせらる阿部評議員等上野驛に奉迎す○十日、有栖川若宮殿下の御葬儀執行につき濱尾評議員以下御會葬申上ぐ○十一日、華族會館に於て總裁殿下の台臨を仰ぎ原内務大臣及び出京中の地方長官即各支部顧問を招待す○十九日、京都支部第七回總會を開く評議員岩倉俊子會長代理として臨場す○二十日、總裁殿下御殿に於て有功章授與式を行はせらる○二十八日、岩手支部出縣中の各幹事部顧問を招待す○是月男爵黒木爲楨に顧問を囑託し阿部龍子に東京支部長阿部浩に同顧問、有吉久子に千葉支部長有吉忠一に同顧問、宇佐美芳子に富山支部長宇佐美勝夫に同顧問、告森多賀子に鳥取支部長告森良に同顧問、若林恒子に島根支部長若林實藏に同顧問、石原靜子に高知支部長石原健三に同顧問、高岡梅子に宮崎支部長高岡直吉に同顧問、日比松子に沖繩支部長日比重明に同顧問を囑託す。

五月

○二日 總裁殿下長野支部總會へ台臨の爲め岩倉會長跡見評議員を隨へ上野驛を御出發あらせらる○三日、長野支部總會を長野市に開く 總裁殿下岩倉會長以下を隨へ台臨諭旨を賜ふ○四日、總裁殿下長野支部より御歸京あらせらる理事評議員等上野驛に奉迎す△山階宮菊麿王殿下薨去に因り本郷評議員會を代表し同宮邸に參候し御悔を申上ぐ○五日、六日の兩日靖國神社大祭に依り本年合祀の軍人遺

二五六八

四一

族を本部樓上に接待す○六日、七日の兩日熊本及び鹿兒島に於ける招魂祭舉行に際し兩支部は參拜の遺族を接待す○七日、山階宮菊麿王殿下御葬儀に因り板垣評議員以下十人東京支部幹事六人本支部を代表し御會葬申上ぐ○九日、香川支部役員會を開く○十日、長野縣廳火災に罹り長野支部亦焼失す○十一日、東京支部各區幹事部委員を招集し第七回總會に對する盡力方を委囑す○十五日、評議員會を開き本會に副會長を置く件等を議決す○十七日、總裁殿下福島支部總會台臨の爲め岩倉會長評議員藤井とく子を隨へ上野驛を御出發あらせらる東郷評議員以下奉送す○十九日、福島支部第二回總會を福島市に開く 總裁殿下岩倉會長以下を隨へ台臨あらせられ諭旨を賜ふ△兵庫支部幹事部長小林秀子は入會者二千人の紹介を爲す○二十日、總裁殿下福島支部より御歸京あらせらる○二十二日、軍艦松島乗組中の遭難者四十五名の葬儀を青山墓地に執行につき板垣絹子以下參列す○二十三日、第七回總會を青山練兵場内に開く 總裁殿下並に 名譽會員東伏見宮妃久邇宮妃梨本宮妃伏見若宮妃各殿下臨場あらせらる岩倉會長以下職員會員約一萬六千人參列す。皇后陛下行啓遊ばされ令旨を賜ふ○二十四日、地方會員の爲め淺草東本願寺に於て文學博士南條文雄の講話あり○二十五日、出京中の支部長支部副會長を九段偕行社に招待す 總裁殿下臨場あらせらる○二十七日、各支部主事協議會を本部樓上に開く○是月評議員滿期改選の結果により岩倉久子、一條悦子、二條治子、徳川泰子、大山捨松、九條恵子、近衛貞子、島津田鶴子、毛利安子、池田

二五六八

四一

亨子、細川孝子、徳川久子、伊達孝子、鍋島榮子、野津とめ子、黒田清子、佐竹
 祚子、板垣絹子、井伊常子、伊東美津子、徳川知子、戸田極子、東郷鐵子、小笠
 原貞子、大隈綾子、樺山登茂子、香川須磨子、黒木百子、兒玉まつ子、阿部篤子、
 佐々木貞子、佐々木行子、井上光子、岩倉梭子、井伊増子、花房千鶴子、戸田時
 子、岡部埤子、小笠原秀子、川村清子、谷玖瀟子、鍋島輝子、鍋島易子、山地謙
 子、松平雅子、松平八百子、寺内瀧子、佐竹環子、清浦鍊子、伊集院繁子、原口
 せき子、濱尾作子、珍田岩子、尾崎八重子、大藏松子、片岡たま子、高木富子、
 堤常子、宇佐川種子、松平須磨子、松村琴子、福島貞子、有地捨子、有馬幾子、
 佐藤静子、坂井春子、三井苞子、澁澤兼子、千家俊子、關邨子、伊澤千世子、岩
 佐千賀子、鳩山春子、原禮子、早川里子、仁尾繁子、新山雅樂子、堀光子、豊島
 文子、大谷かち子、尾崎英子、大迫隆子、大久保榮子、渡邊いね子、片山龜子、
 高木鏢子、棚橋絢子、高橋壽々子、津田梅子、長岡芳子、中山幸子、長井よし子、
 中井かね子、室田せい子、熊谷よし子、山脇房子、柳谷千代子、山本たほ子、安
 田房子、松浦島子、松崎悦子、藤井とく子、古市幸子、近藤從子、江木中子、鄭
 濱子、跡見花蹊、有島幸子、佐藤猶子、佐方鎮子、澤よし子、佐々木芳子、菊地
 成子、三輪田眞佐子、三井照子、三井五十子、三井壽天子、三井榮子、水野瀟壽
 子、下田歌子、澁谷知和子、島田信子、弘田増子、仁杉歌子、森村菊子に評議員
 を囑託す。

二五六八

四一

六月

○二日、總裁殿下山口支部總會へ台臨の爲め岩倉會長千家山脇兩評議員を随へさ
 せられ新橋驛御出發あらせらる○五日、山口支部第一回總會を山口市に開く 總
 裁殿下岩倉會長千家山脇兩評議員を随へ臨場あらせられ諭旨を賜ふ△評議員會を
 開き參事會員を選擧す濱尾作子、東郷鏡子、關邨子、山脇房子、鳩山春子、高木
 鏢子、三輪田眞佐子、有島幸子、松平須磨子、仁杉歌子當選す○九日、總裁殿下
 山口支部より御歸京あらせらる○十五日、熊本支部例會を開く○十八日、理事顧
 問會を開く○二十四日、評議員會を開く○二十五日、定款中改正の件内務大臣よ
 り認可せらる○二十九日、岩手支部評議員會を開く○是月本部職員改選の結果岩
 倉久子に會長一條悦子に副會長徳川泰子、大山捨松、近衛貞子、島津田鶴子、毛
 利安子、鍋島榮子、岡部埤子、谷玖瀟子へ理事九條惠子、三井苞子に監事を囑託
 し評議員改選の結果保利久土、武田錦子に評議員を囑託し又大島富子に臺灣支部
 長大島玖瀟次に同顧問、熊谷よし子に山梨支部長熊谷喜一郎に同顧問、西澤泉子
 に福島支部長西澤正太郎に同顧問、武田濱子に青森支部長武田千代三郎に同顧問
 を囑託し任期満限に係る山内禎子の理事及び熊谷よし子の評議員を解囑す。

七月

○一日、參事會を開く○是月第七回總會評議員改選の結果押川愛子に評議員を又
 青木たま子に奈良支部長青木良雄に同顧問、林茂子に三重支部長林市藏に同顧問、

二五六八

四一

寺田春子に宮城支部長寺田祐之に同顧問、谷口美代子に岡山支部長谷口留五郎に同顧問、渡邊操子に徳島支部長渡邊勝三郎に同顧問、川路水尾子に熊本支部長川路利恭に同顧問を囑託す。

八月

○五日、参事會を開く○是月監事補缺選舉に因り伯爵夫人伊東美津子に監事を又丸山たけ子に島根支部長丸山重俊に同顧問を囑託し九條恵子の監事を解囑す△韓國駐劄軍憲兵警察官の匪徒征伐従事者慰問の爲め慰問袋を募集す△兵庫支部瀟洲駐劄中の第十師團軍隊慰問の爲め慰問袋を寄贈す。

九月

○三日、岩手支部役員會を縣會議事室に開く○十六日、より三日間福島支部長西澤泉子部内の軍人遺族癡兵慰問を爲す○二十四日、評議員會を開く○是月神山正子に群馬支部長神山閔次に同顧問を囑託す。

十月

○一日、二日金澤市公園内に於ける招魂祭に際し石川支部長以下は接待所を設け遺族癡兵を慰藉す○四日、静岡支部第一回總會を開く 總裁殿下岩倉會長評議員松平須磨子を隨へ臨場あらせられ諭旨を賜ふ○五日、總裁殿下静岡支部より御歸京あらせらる近衛理事以下新橋驛に奉迎す○七日、参事會を開く○十八日、元帥野津道貫薨去に因り東郷評議員弔問す○二十一日、評議員佩特別徽章中山幸子死

二五六八

四一

去し其葬儀につき谷理事以下會葬す○二十三日、野津元帥の葬儀執行に依り寺内評議員以下會葬す○二十四日、佐賀支部毎年二季講話會を開くこととし其發會式を擧ぐ○二十八日、評議員會及び参事會を開く○是月坂達子に茨城支部長坂仲輔に同顧問、森うん子に秋田支部長森正隆に同顧問を囑託す。

十一月

○四日、参事會を開き幼児教育所建築の爲め本部隣地借用の件等を協議す○十六日、熊本支部今般煥發せられたる 詔勅捧讀式を日本赤十字社支部内に舉行す○十八日、参事會を開く○十九日、北海道支部軍人遺族並に癡兵慰藉の爲め慈善會を開く○二十一日、韓國委員本部總會を開く○二十五日、評議員會を開く○是月第七回總會評議員改選の結果加藤喜代子下岡まつ子、渡邊源子、日下清子、青山孝子、岡田徳子、清水米子、本郷起美子に評議員を囑託す。

十二月

○三日、監事三井苞子代理早川千吉郎本部に於て會計検査を執行し五日終了す○十日、明治三十七八年戦役の際盡力せしに因り岩倉久子に勳四等寶冠章を奥村五百子中山幸子に勳六等寶冠章を授け賜ひ近衛貞子、谷玖満子、岡部堪子、清浦鍊子、濱尾作子、山脇房子、仁杉歌子に金杯を又佐藤正を勳二等に叙し旭日重光章を授け賜ふ旨官報を以て發表せらる○十六日、評議員會を開く○二十三日、東京支部幹事會を開く。

二五六九 四二

一月 月

○五日、徳島支部新年互禮會を開き、總裁殿下の眞影を拜し祝宴を催す○十日、富山支部 總裁殿下眞影拜賀式を舉行し終て茶話會を開く○十三日、梨本宮妃殿下御渡歐の爲め新橋驛を御出發あらせらる岩倉會長以下同驛に奉送す△名譽會員東伏見宮妃殿下の台臨を仰ぎ職員互禮會を偕行社に開く○十五日、參事會を開き臨時擴張部設立の件等を議す○十七日、擴張員八田一精福島宮城等各支部巡回の爲め出發し二十二日歸京す△京都支部會務擴張費補充の目的にて和洋音樂大會を開く○十九日、大阪支部評議員住友滿壽子大阪支部建築費へ金千圓を寄附す○二十八日、故奥村五百子の墓碑成工し淺草東本願寺境内に建設す○是月佐藤正に幼児教養所長代理を囑託し有田滿壽子に三重支部長有田義質に同顧問、西村まき子に佐賀支部長西村陸奥夫に同顧問を囑託す。

二月 月

○三日、參事會を開く○六日、故奥村五百子三周年忌法要を淺草東本願寺に執行す在京中の伯爵世嗣大谷光演導師として臨場す岩倉會長近衛理事等參拜す○八日、去る四日高崎兵管内に於いて大旋風の爲め負傷者を出せしかば第十五聯隊長へ慰問狀並に見舞金を贈與す○十七日、臨時擴張委員會を開く○二十四日、評議員會を開く○是月男爵平田東助に顧問子爵松平直平に事務長子爵夫人岡部坻子に臨時擴張委員部長伯爵夫人東郷鐵子男爵夫人濱尾作子同松平須磨子同關邨子、高木鏝子、

二五六九 四二

山脇房子、有島幸子、仁杉歌子、三輪田眞佐子、大久保榮子、鳩山春子、棚橋絢子に臨時擴張委員を囑託し子爵松平直敬の事務長を解囑す。

三月 月

○二十一日、芝區青松寺大書院を假幼児教養所とし京都支部以下二十支部の選出に係る幼児四十四名を教養生とす○二十二日、二十三日の兩日北海道支部及び廣島支部選出の幼児六名を教養生とす○二十四日、名譽會員久邇宮妃殿下御渡歐の爲め新橋驛御出發につき本部職員五十名同驛に奉送す○二十九日、評議員會を開き幼児教養所内に擊劔柔道々場新築の件を議決す○是月男爵夫人有馬幾子の評議員を解囑す。

四月 月

○二日、幼児教養生五十名を日比谷尋常小學校及び麴町高等小學校に通學せしむ○五日、第八回總會を日比谷公園に開く 總裁殿下御差支の爲め台臨あらせられず 東伏見宮妃殿下 總裁殿下の諭旨を御代讀あらせらる△上京せる各支部長を九段偕行社に招待し晚餐會を開く○七日、上京中の各支部主事を本部に招集し事務の打合會を開き了つて偕行社に晚餐會を開く○十一日、本部構内幼児教養所新築成り開所式を行ふ○是月藤井とく子の評議員を解囑す

五月 月

○五日、六日の兩日靖國神社臨時祭執行につき會長以下遺族參拜者の接待に力む

二五六九

四二

○五日、參事會を開く○八日、總裁殿下御殿に於いて上京中の各支部顧問を招か
せられ茶話會の御催しあり○二十三日、東京支部京橋區幹事部は築地本願寺に於
いて日露戰役戰病死者の追弔會を催す○二十六日評議員會を開く。

六 月

○一日、熊本支部職員例會を開く○四日、静岡支部へ成績良好につき金盃一個を
贈り表彰す○十日、擴張委員會を開く○十四日、理事顧問會を開き十六日評議員
會を開く○二十三日、評議員會を開く○此月伯爵香川敬三に顧問を囑託し參事會
員阿部篤子、千家俊子辭任し清浦鍊子、古市幸子參事會員に當選す。

七 月

○一日、京都支部は市内軍人遺族並びに癡兵慰藉會を京都俱樂部に開く○二十二
日、韓國委員本部臨時總會を開く御滯韓中の 梨本宮同妃兩殿下台臨あらせられ
諭旨を賜ふ○二十四日、二十八日理事顧問會及び參事會を開く○二十九日、梨
本宮同妃兩殿下韓國より御歸京あらせらる本部職員新橋驛に奉迎す○是月松井修
徳に會計監督代務及事務長代務を手塚トマ子に函館支部長を囑託し岩倉久子の會
長並理事及評議員佐藤正の會計監督及幼兒教養所長代理松平直平の事務長千家尊
福澁澤榮一の顧問を解囑す。

八 月

○二日、評議員會を開く○十三日、内務大臣より本部規則改正の件を認可せらる

二五六九

四二

○是月松井修徳に幼兒教養所長代務を囑託し川上縫子に和歌山支部長川上親晴に
同顧問、伊澤徳子に愛媛支部長伊澤多喜男に同顧問を囑託す。

九 月

○十五日、參事會を開く○二十二日、理事顧問會及參事會を開く○二十五日、名
譽會員伏見若宮妃殿下御渡歐の爲め新橋驛御出發理事徳川泰子以下同驛に奉送す
○三十日、評議員會を開く○是月石塚忍子に韓國本部長事務取扱石塚英藏に同顧
問を囑託し公爵夫人徳川泰子同島津田鶴子子爵夫人谷玖満子の理事を解囑す。

十 月

○一日、東京支部主任幹事會を開く○四日、理事顧問會及び參事會を開き會長選
舉の件等を協議す○二十二日、總裁殿下宮城支部總會へ台臨の爲め上野驛御出發
鍋島理事以下同驛に奉送す△秋田支部評議員千田男子入會者五百四十餘人を募集
し其他種々効果を奏せり○二十四日、宮城支部第一回總會を仙臺市武徳殿に開く
總裁殿下會長代理評議員有地捨子等を隨へ台臨諭旨を賜ふ○二十六日、總裁殿
下宮城支部より御歸京あらせらる阿部理事以下上野驛に奉迎す○三十日、御渡歐
中なりし久邇宮同妃兩殿下御歸京あらせらる鍋島理事以下新橋驛に奉迎す○是月
子爵夫人岡部坻子に會長伯爵夫人阿部篤子に副會長男爵夫人濱尾作子、棚橋絢子、
三輪田眞佐子に理事を囑託し公爵夫人一條悦子の副會長を解囑す。

十一 月

二五六九 四二

○一日、理事顧問會並に參事會を開き前會長及び退職々員慰勞の件等を協議す
 △故伊藤公爵の遺骸新橋驛到着につき會長岡部坻子評議員尾崎八重子會を代表し同驛に出迎を爲す○四日、故伊藤公爵國葬に當り高松庶務課長會を代表し會葬す
 ○五日、京都支部總會參列の爲め阿部副會長丹羽評議員西下す○七日、京都支部第八回總會を平安神宮境内に開く阿部副會長丹羽評議員臨場等す○二十二日、岩倉前會長一條前副會長徳川島津谷各前理事千家前顧問佐藤前會計監督松平前事務長在職中の慰勞茶話會を華族會館に開催す 總裁殿下御臨場あらせられ岩倉前會長佐藤前會計監督其の他へ記念品の御下賜あり○二十六日、理事顧問會並に參事會を開く。

十二月

○二日、改正本部規則實施の儀を支部長委員本部長委員部長へ通牒す○十三日、理事顧問會並參事會を開く○十八日、二十日の兩日會計監督高橋新吉代理宮田去疾本部に來り會計検査を爲す○二十日、東京支部幹事會を開く○二十二日、評議員會を開く○二十三日、在幼兒教養所の教養生を委託し勅令の規定に基き無月謝にて通學せしめある麴町高等小學校へ年末に際し大鏡三面同日比谷尋常小學校へ幕一張額面八個大鏡二面机掛一枚帽子一個を寄附し謝意を表す○三十一日、幼兒教養所にて本日より向六十日間毎朝寒中擊劍の稽古を開始せしむること、す○是月馬屋原二郎に事務總長及び文學博士幣原坦に幼兒教養所長を囑託し松井修徳の

二五七〇 四三

同代務を解囑す。

一月

六日、熊本支部例會を開く○十二日、新年祝賀會を九段借行社に開く○二十九日、岡部會長は副會長以下を司法大臣官舎に招待して晚餐會を催す○是月岡部會長は花模様附上等段通敷物を本會に寄附す。

二月

○二日、福島支部顧問西澤正太郎逝去す○七日、故奥村五百子四週忌法會を淺草本願寺に於いて執行せり○廿三日、評議員會を開く○是月西久保ミサ子に福島支部長を西久保弘道に福島支部顧問を囑託す。

三月

○二日、本會創立記念日を本年より三月二日と定む。而して其記念會を本部樓上に開催し創立の際盡力せられたる在京の諸氏及び職員を招待す○九日、評議員會を本部樓上に開く○十八日、東京支部評議員會を開く○廿六日、高知支部幹事會を開く○是月本部第一部長高松鐵太郎を解囑す。

四月

○十八日、福岡支部第一回總會を開く 總裁殿下並に閑院宮殿下台臨諭旨を賜ふ○廿日、六號水雷艇乗組員佐久間大尉以下の遭難に對し弔詞を發し弔慰金を贈呈す○廿九日、佐賀支部第三回講話會を開く○是月三橋勝到に本部第一部長を、宗

二五七〇 四三

像ツタ子に廣島支部長を囑託す。

五月

○五日、青森市大火に對する見舞狀を會長より青森支部長に發送す△靖國神社祭典執行に就き鏡餅一重を神前に供ふ○六日、同神社祭典執行に就き參拜の軍人遺族を接待す○八日、閑院宮邸に於て特別徽章及び有功章授與式を行ふ○九日、第九回會員總會を日比谷公園に於て開く。當日は、皇后陛下の行啓並に東宮妃殿下總裁殿下台臨の御沙汰を蒙りたるも宮中喪により遺憾にも御見合せとなりぬ○十日、茶話會を開く○十一日、偕行社樓上に慰勞會を開き各支部主事のために午餐顧問及び支部長の爲めに晚餐會を催す○廿五日、本部樓上に評議員會を開く。同日參事會員改選の結果高木富子、三井五十子、山脇房子、龜井眞洲子、關邨子、古市幸子、丹羽花子の七氏當選す○二十六日、大阪支部集會を催す。

六月

○八日、理事參事會を開く○廿二日、評議員會を本部樓上に開く○是月鹿子木ハナ子に香川支部長を鹿子木小五郎に同顧問を石原靜子に静岡支部長を石原健三に同顧問を李家實實子に石川支部長を李家隆介に同顧問を岡優子に鳥取支部長を岡喜七郎に同顧問を告森多賀子に千葉支部長を告森良に同顧問を杉山若代子に高知支部長を杉山四五郎に同顧問を若林ツネ子に奈良支部長を若林實藏に同顧問を濱田雪子に富山支部長を濱田恒之助に同顧問を囑託す。

二五七〇 四三

七月

○二日、本部第二部長杉原全徳は會計檢査として福島、宮城、山形、秋田、青森、岩手各支部へ出張す○廿五日、臨時理事參事會を開き臺灣支部臨時救護金補助の件を協議す○是月臺灣生蕃討伐隊へ寄贈の慰問袋募集に着手す。

八月

○二十二日、武田青森支部長は支部職員を從へ東郡小學校に開催の軍人遺族癈兵慰問會へ參列す○是月大島富子の臺灣支部長大島久滿次の同顧問を解囑す△八月中東京及び各地方支部内に大洪水あり人畜の死傷頗る多し各支部共金員物品を寄贈し救恤慰問に力む。

九月

○十九日、理事參事會を本部樓上に開く△熊本支部例會を開く○廿四日、静岡支部幹事部長會を開く○廿八日、評議員會を本部樓上に開く○是月韓國委員本部の名稱を日韓合併の結果朝鮮本部と改稱す。内田りん子に臺灣支部長を内田嘉吉に同支部顧問を囑託す。

十月

○廿四日、東京支部評議員會を開く○廿六日、評議員會を本部樓上に開く○三十一日、觀光の爲め滞在中なりし朝鮮貴婦人招待會を華族會館に開く。

十一月

二五七〇	四三	<p>○一日、本部は宮城外二縣凶作の際窮民へ金二千二百五十圓賑恤の廉により銀杯一組下賜せらる○五日、より七日に亙る三日間靖國神社秋季大祭執行に付き本會よりは例により鏡餅一重を神前に供ふ○八日、本部第二部長杉原全徳會計事務打合せの爲め徳島、愛媛、香川の各支部へ出張○二十四日、評議員會を本部樓上に開く○廿五日、岡部會長以下癩兵院を慰問し菓子料として金五十圓を寄贈す○是月北守正直に函館支部顧問を犬塚しつ子に長崎支部長を犬塚勝太郎に同顧問を囑託す。</p>
二五七一	四四	<p style="text-align: center;">十二月</p> <p>○一日、理事參事會を本部樓上に開く○七日、評議員會を本部樓上に開く○十二日、總裁殿下沖繩支部へ台臨の爲め新橋御出發遊ばさる○十七日、沖繩支部第三回總會を開く 總裁殿下、閑院宮殿下御同列阿部副會長等を隨ひ台臨諭旨を賜ふ○廿三日、總裁殿下御歸京遊ばさる○廿九日、本會顧問錦鷄間祇候貴族院議員徳久恒範薨去す。</p> <p style="text-align: center;">一月</p> <p>○十一日、新年祝賀會を九段偕行社に開く○十八日、理事參事會を開き第十回總會準備の件に就き種々協議す○廿五日、評議員會を開き朝鮮本部規則改正の件に就き協議す○同日第十回總會準備委員會を開く○是月教養所寮長大原武慶の囑を解く。</p>

二五七一	四四	<p style="text-align: center;">二月</p> <p>○七日、本會首唱者故正七位奥村五百子五周年忌法要を淺草本願寺に於て執行す○八日、理事參事會及び第十回總會準備委員會を本部樓上に開く。</p>
<p style="text-align: center;">三月</p> <p>○八日、理事參事會を本部樓上に開く○十八日、總裁殿下には赤十字社總裁殿下と御同列茨城支部へ台臨の爲め御出發遊ばさる○十九日、茨城支部第一回總會を開く○廿日、總裁殿下御歸京あらせらる○廿七日、東京支部幹事茶話會を開く。席上阿部支部長は一場の演述をなす○三十日、日英博覽會より昨年本會の出品に對し名譽大賞を受領す○是月小松緑に朝鮮本部顧問を囑託す。</p>	<p style="text-align: center;">四月</p> <p>○一日、總裁殿下には閑院宮殿下と御同列石川香川兩支部へ台臨の爲め御西下あらせらる○三日、石川支部第二回總會を開く○五日、富山支部職員總會を開く○八日、香川支部第二回總會を開く○十八日、總裁殿下には各支部顧問を御本邸に御招待遊ばさる○十九日、評議員會を本部樓上に開く。</p>	
<p style="text-align: center;">五月</p> <p>○三日、評議員會を本部に開く○四日より七日に至る四日間靖國神社祭典執行に就き例年の如く本會よりは紅白鏡餅一重を神前に供へ且つ五日六日の兩日間參拜の遺族接待に盡力す○八日、總裁殿下邸に於て特別徽章並に有功章御親授式を</p>		

二五七一

四四

行ふ○九日、第十回會員總會を日比谷公園に開く 皇后陛下親臨あらせらる式後 總裁殿下には支部長支部副長等を本邸に御召しありて茶話會を開催せられぬ△ 本日選舉の結果公爵夫人一條悦子以下百四十九名評議員に當選囑託せらる○十一日、九段偕行社に茶話會を催す○十三日、各支部主事慰勞の爲め築地精養軒に晚餐會を催す△本會顧問谷干城薨去す○十八日、評議員會開催、理事監事の選舉あり。伯爵夫人阿部篤子以下九名理事に、山本たほ子外一名監事に當選囑託せらる△同日互選の結果阿部篤子會長に濱尾作子副會長に當選し、翌十九日囑託せらる○廿日、總裁殿下には京都支部へ台臨の爲め御西下あらせらる○廿一日、京都支部創立第十周年紀念總會を開く○廿二日、理事會を開く○廿六日、評議員會を本部樓上に開く○廿七日、朝鮮本部第二回總會を開く。

六月

○六日、理事會を本部樓上に開く○十二日、前會長岡部子爵夫人並に今回退社の理事監事の爲め慰勞會を九段偕行社に開く○十四日、阿部會長以下職員は癩兵院を慰問し菓子煙草料として金五十圓を寄贈す○廿三日、通俗教育調査委員長岡田良平より、通俗教育上適切なる材料の寄贈を申し来る○廿八日、評議員會を開く。

七月

○一日、阿部會長は歸省する教養生四十四名に對し物品を寄贈す○是月千葉久子に長野支部長を千葉貞幹に同支部顧問を大山徳子に岡山支部長を大山綱昌に同顧

二五七一

四四

問を谷口美代子に鹿兒島支部長を谷口留五郎に同支部顧問を昌谷樋子に大分支部長を昌谷彰に同支部顧問を有吉末子に上海委員長を有吉明に同顧問を高橋操子にシャートル委員長を高橋清一に同顧問を太田恒子に牛莊委員長を太田喜平に同顧問を囑託す。

八月

○八日、岩手支部例會を開く○十九日、岡田周子に栃木支部長を岡田文次に同顧問を囑託す。

九月

○九日、第二回臺灣討伐隊慰問袋募集を各支部へ依頼す○十二日、岩手支部例會を開く○廿日、理事會を本部樓上に開く○廿七日、評議員會を開く○是月犬塚静子を大阪支部長に犬塚勝太郎を同顧問に、久保田不二子を三重支部長に久保田政周を同顧問に川村文子を和歌山支部長に川村武治を同顧問に囑託す。

十月

○二日、東京支部幹事會を開く○十一日、理事會を本部樓上に開く廿六日、長崎支部總會へ臨場の爲め阿部會長は新橋を出發す○廿五日、評議員會を開く○廿九日、長崎支部第五回總會を開く。

十一月

○五日、本日より三日間靖國神社秋季大祭につき、紅白鏡餅一對を供す○八日、

二五七一	四四
二五七二	四五

阿部會長及び濱尾副會長の就任歡迎會を東京偕行社に開く○十六日、理事會を開く○廿一日、長野支部例會を開く○廿二日、評議員會を本部樓上に開く○廿六日、總裁殿下には閑院宮殿下と御同伴高知支部總會台臨の爲め御西下あそばさる○二十四日、伊太利大使館員來訪す○廿五日、驅逐艦春雨遭難に就き會長より弔詞を送る○廿九日、正副會長以下十五名東京癩兵院を慰問す○三十日、高知支部第二回總會を開く、總裁殿下台臨諭旨を賜ふ。

十二月

○一日、驅逐艦春雨乗組遭難者へ弔慰金百五十圓を贈與す○十三日、本部樓上に理事會を開く△同日第十一回總會準備委員會を開く○二十日、評議員會を開く。

一月

○十三日、東京偕行社に於いて、本部並に東京支部職員新年祝賀會を開く○十六日、大島富子に神奈川支部長を囑托す○二十四日、評議員會を本部樓上に開き、教養所寮生教養方につき協議す。

二月

○七日、故奥村五百子六週年忌につき、淺草本願寺に於いて法會を執行す○十三日、昌德宮李王妃殿下を名譽會員に推戴す。

三月

○八日、理事棚橋絢子、同三輪田眞佐子勳六等に叙し寶冠章を授けらる○廿七日、

二五七一	四五
------	----

定例評議員會を本部樓上に開く○廿九日、北海道廳浦河支廳焼失せしにつき、阿部會長より北海道支部長並に浦河幹事部長へ宛て見舞狀を送らる。

四月

○十八日、臨時評議員會を本部樓上に開き定款改正の事項を議す○十九日、總裁殿下濱尾副會長岡田評議員等を随ひさせられ、滋賀支部總會御台臨の爲め出發せられ、同廿一日御歸京遊ばさる○二十日、滋賀支部第一回總會を開く、總裁殿下濱尾副會長等を随ひ御台臨御諭旨を賜ふ○二十四日、東京市日比谷公園に於いて、本部第拾壹回總會を開く、總裁殿下名譽會員東伏見宮梨本宮兩妃殿下御台臨總裁殿下御諭旨を賜ふ△總會參列の支部長及び支部副長を、總裁殿下御邸に御招待茶話會を催さる○二十五日、總會參列の各支部職員並に佩有功章者を、東京偕行社に招待す○二十六日、總會參列の各支部主事を、築地精養軒に招待す。

五月

○四日、本日より六日迄靖國神社春季大祭執行に付、本會より紅白鏡餅一重を神前に供ふ○二十七日、第拾壹回總會決議定款中改正事項を各支部へ通牒す。

六月

○三日、東京支部幹事會を本部樓上に於いて開く○二十日、總裁殿下は閑院宮殿下御同列、阿部會長古市理事等を随ひ、青森秋田支部總會御台臨のため上野驛より御乗車あらせられ、同二十七日御歸京あらせらる○二十二日、青森支部第二回總

愛國婦人會史附錄

二五七二

四五

會を開く、總裁殿下阿部會長等を隨ひ御台臨御諭旨を賜ふ○二十五日、秋田支部
第二回總會を開く、總裁殿下阿部會長等を隨ひ御台臨御諭旨を賜ふ○二十七日、
理事有島幸子外四名本會を代表して東京癩兵院を慰問す。

愛國婦人會史附錄

愛國婦人會史附錄

愛國婦人會主旨書 同諸規則 同會員女子人口比較表

一 愛國婦人會主旨書

人誰か生を願ひ死を厭はざらんや。されど我帝國軍人が生を忘れて死を見ることさながら鴻毛の如く、時として炎天に馳せ時として氷床に眠り、或は命を硝煙に化し或は身を魚腹に葬らんも、露ばかり恐れざる所以のものは、他なし、忠君愛國の熱情禁する能はざるによるなり。故に今日國光を宇内に發揚し、國家を富岳の安に居らしむるを得るは、全く大君の御稜威に由るといへども、又軍人に待つこと多しと言はざるべからず。然るに是等戦死者の遺族中には、頭に雪を戴きて寒きに凍ゆる老人あり赤子を懷にして飢に泣く妻女あり。或は敵弾のため不具者となりて廢兵の末路を歎する等悲慘の極に陥るもの擧げて數ふべからず。

素より斯る境遇にあるものを救護すべき公の制度は、既に存すといへども、猶遺憾の點なきにあらず。あはれ血あり涙あるもの、いかでこれを傍觀するに忍びんや。まことや我等婦人は自ら銃を負ひ劍を提

げて、千軍萬馬の間に奔走すべきものにあらざれば、せめては同情の涙を澀ぎて慈善の業を営み、一は出征軍人をして後顧の憂なく、以て國家の干城たらしめ、一は一般國民をして尙武の氣を養ひ、以て固く護國の基礎たらしめんことを欲す。由りて我等は曩に愛國婦人會を起しけるが、畏くも

天皇 皇后兩陛下皇太子同妃兩殿下、本會の趣旨を愛でさせ給ひ、優渥なる思召を以て恩賜の金を辱す。本會の光榮などかこれに若かん。加之本會は又

閑院宮妃殿下を總裁に、各宮妃殿下を名譽會員に戴くことを得ぬ。天下の婦人、いかでか感奮興起せざらんや。いでや數多の姉妹たち、我等の微衷を賢察して、僅に「半襟一掛」の費を節約せられて、以て本會々員となり、いよいよ敷島の大和婦人たる本分を全うせられんことを希望して已まざるなり。

明治三十七年九月

愛國婦人會定款

二 愛國婦人會定款

第一款 總 則

第一條 本會は皇族を推戴して總裁とす

第二條 本定款は第二十六條の議決を経て主務官廳の認可を受くるに非ざれば變更することを得ず

第三條 本會は法定の解散理由あるに非ざれば解散せざるものとす

第二款 目 的

第四條 本會は戦死並に準戦死者の遺族及び廢兵を救護するを目的とす

救護に關する方法程度は主務官廳の認可を受け別に之を定む

第三款 名稱 位置

第五條 本會は愛國婦人會と稱す

第六條 本會は本部を東京市麹町區飯田町一丁目字牛ヶ淵に置き朝鮮京城に朝鮮本部を臺灣、樺太、北

海道各府縣に支部を、その他必要の地に特別機關を置く

第七條 本部、朝鮮本部、支部及特別機關に關する規則は評議員會の議決を経主務官廳の認可を受け別に之を定む

第四款 資 産

第八條 本會の資産は左の如し

- 一 帝室の恩賜金
- 二 本會の所有に屬する動産不動産及有價證券
- 三 會員の釀金及賛助員の納金
- 四 篤志者の寄附金又は遺贈に係る金錢物品
- 五 本會所有の財産より生ずる特別の收入金

第九條 資産の管理及處分に關する規則は評議員會の議決を経主務官廳の許可を受けて別に之を定む

第五款 會員 賛助員

第十條 本會の會員は婦人にして左の四種とす

- 一 名譽會員 皇族及王族を推戴す
- 二 特待會員 評議員會の議決を経總裁の允許を受けたる者
- 三 特別會員 十ヶ年間毎年金二圓宛納むるか又は一時金十五圓を納むる者
- 四 通常會員 十ヶ年間毎年金一圓宛納むるか又は一時金七圓を納むる者
- 第十一條 右の外男女に拘はらず一時金七圓以上を納むる者は賛助員とす

第十二條 入會の拒絶及會員の除名は評議員會に於て議決し其理由は之を告知せず

第十三條 退會者及除名者の既に納付したる金員は之を返還せず

第六款 評議員會

第十四條 評議員會は評議員百五十名を定員とす

第十五條 評議員は總會に於て東京府下在任の特別會員中より選舉し總裁の允許を受くべし
評議員は名譽職にして任期は三ヶ年とす 但し再選するも妨げなし 補缺議員の任期は前議員の任期に依る

第十六條 評議員會は會長の召集に依り開會し重要な事件を議決す

第十七條 評議員會の議事は出席議員の過半数を以て決し可否同數なるときは議長之を決す

第十八條 評議員會は議長の外二十名以上出席するに非ざれば議決をなすことを得ず

出席議員定數に満たざる場合に於ては更に評議員會を招集するものとす此の場合に於ては出席議員數に拘らず議決をなすことを得

第七款 職 員

第十九條 本會に左の職員を置く

會 長 壹 名

附 録 二 定 款

副會長 壹名

理事 拾名

監事 貳名

第二十條 理事及監事は評議員會に於て評議員中より選舉す

會長副會長は理事の互選とす

會長、副會長、理事、監事は名譽職にして總裁之を囑託す

第二十一條 會長、副會長、理事及監事の任期は滿三ヶ年とす

但再選するも妨げなし

補缺者の任期は前任者の任期に依る

第二十二條 會長は本會を代表し會務を總理し役員を任免し總會及評議員會の議長たるものとす

副會長は常に會長を補佐し會長事故あるときは其職務を代理す

理事は會長の旨を受け會務を處理す

監事は會計の事を監査す

第八款 總會

第二十三條 本會は毎年壹回通常總會を開く

但し會長に於て必要と認めるときは臨時總會を召集することを得

第二十四條 總會の召集及會議事項の通知は特に指定したる新聞紙を以て之を爲すものとす

第二十五條 總會に於て表決を爲すは出席會員に限る出席せざる會員は書面を以て表決を爲し又は代理者を出すことを得ず

第二十六條 總會の議事は過半数を以て決し可否同數なるときは議長之を決す

第九款 有功章 會員章

第二十七條 本會の爲め特に功績ある者又は會資を幫助したるものには男女を論せず別に定むる所の規則に従ひ有功章を贈與す

第二十八條 名譽會員には名譽會員章を奉呈し、特待會員特別會員通常會員には各所定の會員章を贈與し賛助員には賛助員章を贈與す

特別會員及通常會員には協約狀を賛助員には賛助證を贈與す

三 愛國婦人會本部規則

第一條 本部は一切の會務を統理し支部及朝鮮本部、海外委員部を管轄す

第二條 本會に關する規則、細則、規定、内規は評議員會の決議を経て會長之れを定む

第三條 本部に左の貳部を置き教養所を設く

第一部 第二部 教養所

第四條 第一部は左の事を掌る

- 一 表彰に關する事項
 - 二 總會に關する事項
 - 三 文書の往復
 - 四 記 録
 - 五 報 告
 - 六 會議に關する事項
 - 七 人事に關する事項
 - 八 庶務に關する統計
 - 九 教養所に關する事項
 - 十 其他庶務に關する一切の事項
- 第五條 第二部は左の事を掌る
- 一 財産の管理保管及金銭出納

二 支部會計統轄及監査に關する事項

三 豫算並に決算

四 購買及賣却に關する事項

五 營繕に關する事項

六 物品出納及保管

七 救護に關する事項

八 授産事業に關する事項

九 會計及救護に關する統計

十 其他會計及救護に關する一切の事項

第六條 教養所は戦死者、準戦死者及廢兵の子女を教養す其規則は別に之を定む

第七條 本部に顧問若干名を置き總裁之を囑託す

第八條 本部に左の職員を置く

事務總長 壹 名

事務副長 壹 名

會計監督 貳 名

部長 貳名
事務員 若干名

必要に應じ臨時囑託員及雇員を置くことを得

第九條 事務總長、事務副長、會計監督は名譽職とし會長の推薦に依り總裁之を囑託す
部長は會長より總裁に稟申して會長之を囑託す
事務員は事務總長の推薦に依り會長之を命す

第十條 職員の職務左の如し

- 一 事務總長は會長を補佐し本會の事務を總理す
- 二 事務副長は事務總長を補佐し事務總長事故あるときは其事務を代理す
- 三 會計監督は本會の會計に關する一切の事を監督す
- 四 部長は上長の命を受け所管事務を處理す
- 五 事務員は上長の命を受け事務に服す

第十一條 本部は遺族名簿及癡兵名簿を備ふ

第十二條 本會の會員は居住地の支部又は朝鮮本部及海外委員部之を管轄す
但し支部及海外委員部を設けざる地方會員は本部の直轄とす

第十三條 本部は毎年前年に於ける本會全體の事務成績書を作り決算書と共に總會に報告す

第十四條 本會の會計規則及事務細則は別に之を定む

四 愛國婦人會支部規則

第一條 支部は各地方廳所在地若くは樞要の地に置き其地方廳名又は其所在地名を冠稱す

各支部の下に幹事部を置き某市郡又は某區幹事部と稱す

第二條 支部に顧問を置き總裁之を囑託す

第三條 支部に左の職員を置く

支部長	壹名
支部副長	參名以内
評議員	若干名
主事	壹名
事務員	若干名

主事は支部の情況に依り貳名を置くことを得

必要に依り右の外囑託員及び雇員を置くことを得

第四條 支部長は會長の推薦に依り總裁之を囑託す

支部副長評議員は支部長の推薦に依り總裁之を囑託す

主事は支部長の推薦に依り總裁に稟申して會長之を囑託す

事務員は支部長之を任免す

第五條 支部長は會長の命を受け其支部一切の事務を統理す

支部副長は支部長を補佐し支部長事故あるときは其事務を代理す

評議員は支部長の諮詢に應ず

主事は支部長の命を受け庶務會計の事を掌る

事務員は上長の命を受け事務に服す

第六條 幹事部に顧問を置き支部長の推薦に依り總裁に稟申して會長之を囑託す

第七條 幹事部に左の職員を置く

幹事部長	壹名
幹事	若干名
委員	若干名
事務員	若干名

支部所在地の幹事部長は便宜之を置かす支部長に於て其職務を執行するも妨げなし

第八條 幹事部長、幹事は支部長の推薦に依り總裁に稟申して會長之を囑託す

委員は支部長之を囑託す

事務員は幹事部長之を依囑す

第九條 幹事部長は支部長の命を受け其所轄區域内の部務を處理す

幹事は幹事部長を補佐し幹事部長事故あるときは其職務を代理す

顧問は幹事部長を援助し委員と協力して部内の維持擴張を勉むるものとす

委員は幹事を助け顧問に従ひ協同部内の事に服するものとす

第十條 支部職員其所轄區域外に轉住したるときは其職務は解囑せられたるものとす

但此場合に於ては直に會長に報告するものとす

第十一條 支部は遺族名簿及癡兵名簿を備へ其貧富の程度を知悉し毎年十二月其状況を本部に報告する

ものとす

第十二條 支部は會員名簿を備へ會員籍を明かにし其員數は本部へ月報するものとす

第十三條 會費徵集期及び其方法は地方の便宜に依り支部長之を定むるものとす

第十四條 支部長は毎年前年度(年度は凡て曆年に依る)に於ける事務成績書を作り一月末日限り會長に

報告するものとす

第十五條 支部の事務取扱細則は本則の條項に牴觸せざる如く支部長之を制定し會長に報告すべし其改廢の時亦同じ

五 愛國婦人會臺灣支部規則

第一條 臺灣に支部を置き臺灣支部と稱す

各廳の區域を以て一幹事部を置き其所在地名を冠稱す

第二條 支部に顧問を置き總裁之を囑託す

第三條 支部に左の職員を置く

支部長 壹 名

支部長は會長の命を受け其支部一切の會務を統理す

支部副長 參名以内

支部副長は支部長を補佐し支部長事故あるときは其職務を代理す

評議員 若干名

評議員は支部長の諮問に應ず

主 事 貳 名

主事は支部長の命を受け庶務會計の事を掌る

事務員 若干名

事務員は上長の命を受け事務に服す

右の外必要に依り囑託員及び雇員を置くことを得

第四條 支部長は會長の推薦に依り總裁之を囑託す

支部副長、評議員は支部長の推薦に依り總裁之を囑託す

主事は支部長の推薦に依り總裁に稟申して會長之を囑託す

事務員は支部長之を命ず

第五條 幹事部に顧問を置く

顧問は幹事部長を援助し委員と協力して部内の維持擴張を勉むるものとす

顧問は支部長の推薦に依り總裁に稟申して會長之を囑託す

第六條 幹事部に左の職員を置く

幹事部長 壹 名

幹事部長は支部長の命を受け其所轄區域内の部務を處理す

幹事 若干名

幹事は幹事部長を補佐し幹事部長事故あるときは幹事の一人其職務を代理す

右職員の外委員若干名を置くことを得但委員は幹事を助け顧問に従ひ協同部内の事に服するものとす

事務員 若干名

事務員は幹事部長の命を受け事務に従事す

第七條 幹事部長は支部長の推薦に依り總裁に稟申して會長之を囑託す

幹事は支部長の推薦に依り總裁に稟申して會長之を囑託す

委員は支部長之を囑託す

事務員は幹事部長之を依囑す

第八條 支部長は左の各項に關しては會長に代り直に施行するものとす

一 入會者に協約狀及徽章を交付すること

但一時出金並に年賦義務を終へたる者には終身會員認定狀並に紅組を添付するものとす

二 男女に拘はらず一時七圓以上出金者に賛助證並に賛助員章を交付すること

三 有功章謝狀贈與規則に照し定數の寄附金又は定數の會員紹介者に相當の賞狀及有功章を贈與する

こと

但本項寄附金又は會員紹介に準する功績者に賞狀及有功章贈與の場合は其事實を具し會長に申請すべし

四 五拾圓以下の寄附金者に謝狀を與ふること

但金員寄附せざるも功勞顯著と認めたるものには謝狀を與ふことを得

第九條 前諸條に規定せざる事項は愛國婦人會支部規則第十條以下を準用す

附則

第十條 寄附金は本邦人外國人の別なく之を受領するものとす

但指定寄附金亦其希望に従ひ受理すべきも隊號氏名を指定するが如きに至ては此限にあらず

六 愛國婦人會朝鮮本部規則

第一條 愛國婦人會は朝鮮に愛國婦人會朝鮮本部を置く

第二條 愛國婦人會朝鮮本部を朝鮮總督府所在地に支部を道所在地に置く

支部は必要に應じ道所在地以外便宜の地に置くことを得

支部の管轄區域は會長の承認を経て本部長之を定む

支部は其所在地名を冠稱す

支部は其管轄區域中便宜の地に委員部を置くことを得
委員部は其所在地名を冠稱す

第三條 朝鮮本部に顧問及相談役各若干名を置く顧問は總裁之を囑託し相談役は本部長の推薦に依り總裁之を囑託す

第四條 朝鮮本部に左の職員を置く

本部長 壹 名

本部長は會長の意圖を承け部内一切の會務を統理す

本部副長 若干名

本部副長は本部長を補佐し本部長事故あるときは一名其職務を代理す

評議員 若干名

評議員は本部長の諮問に應じて重要な事項を審理す

主 幹 貳 名

主幹は本部長の命を受け庶務會計を主掌す

事務員 若干名

事務員は上長の命を受け事務に服す

事務の都合に依り事務委員、雇員若干名を置くことを得

第五條 支部に顧問を置く

顧問は本部長の推薦に依り總裁之を囑託す

第六條 支部に左の職員を置く

支部長 壹 名

支部長は本部長の命を受け各所定の區域に従ひ部務を處理す

支部副長 若干名

支部副長は支部長を補佐し支部長事故あるときは一名其職務を代理す

幹 事 若干名

幹事は支部長の命を受け庶務會計の事を掌る

事務員 若干名

事務員は上長の命を受け事務に服す

事務の都合に依り事務委員、雇員を置くことを得

第七條 委員部に顧問を置く

顧問は本部長の推薦に依り會長之を囑託す

第八條 委員部に左の職員を置く

委員部長 壹 名

委員部副部長 若干名

委員部副部長 若干名

委員部副部長は委員部部長を補佐し委員部部長事故あるときは一名其職務を代理す

委員 若干名

委員は委員部部長の求に應じ部務を商議し又部内の維持擴張を勉むるものとす

事務員 若干名

事務員は委員部部長の命を受け事務に服す

第九條 本部長は總裁之を囑託す

本部副部長、評議員は會長の推薦に依り總裁之を囑託す

支部長は本部長の推薦に依り總裁之を囑託す

支部副部長、委員部長、委員部副部長は本部長の推薦に依り會長之を囑託す

支部幹事、委員部委員は本部長之を囑託す

本部主幹、事務委員は本部長之を囑託し事務員は本部長之を命す

支部、委員部事務委員は本部長之を囑託し事務員は本部長之を命す

第十條 支部及委員部は必要に應じ協賛員を置くことを得協賛員は本部長之を囑託す

第十一條 評議員、幹事、協賛員、委員の任期は二箇年とす但重任することを妨げず

第十二條 朝鮮本部管掌の事項左の如し

一 本會の趣旨を普及せしめ有志者を誘導して會務の擴張を圖ること

二 入會者に協約狀及徽章を交付すること

但一時出金者並に年賦義務を終りたるものには終身會員認定狀並に紅組を添付するものとす

三 男女に拘はらず一時七圓以上出金者に贊助證並に贊助員章を交付すること

四 有功章謝狀贈與規則に照し定數の寄附金又は定數の會員紹介者に相當の賞狀及有功章を贈與する

こと

但本項寄附金又は會員紹介に準する功績者に賞狀及有功章贈與の場合は其事實を具し會長に申請

すべし

五 金五十圓以下の寄附者に謝狀を與ふること

但金員寄附せざるも功勞顯著と認めたるものには謝狀を與ふことを得

朝鮮本部は前事項の外會長の承認を経部費を以て朝鮮在留陸海軍人、遺族、傷病者の慰問救護及會務

擴張上必要なる事項を實行することを得

第十三條 本規則に規定せざる事項は愛國婦人會支部規則第十條以下を準用す

第十四條 朝鮮本部及支部事務細則は本部長に於て便宜之を定め會長に報告し承認を受くるものとす

附 則

第十五條 本規則は發表の日より之を施行す

七 愛國婦人會海外委員部規則

第一條 委員部は本邦領事館所在地に置き其地名を冠稱す

第二條 委員部に顧問を置き總裁之を囑託す

第三條 委員部に左の職員を置く

委員部長 壹 名

委員 若干名

事務員 若干名

必要に依り右の外囑託員及雇員を置くことを得

第四條 委員部長は會長の推薦に依り總裁之を囑託す

委員は委員部長の推薦に依り會長之を囑託す

事務員は委員部長之を依囑す

第五條 委員部長は會長の命を受け其委員部一切の部務を統理す

委員は委員部長に従ひ部内の事に服す

事務員は委員部長の命を受け事務に服す

第六條 委員部職員其所轄區域外に轉住したるときは其職務は解囑せられたるものとす

但此場合に於ては直に會長に報告するものとす

第七條 委員部は會員名簿を備へ會員籍を明にするものとす

第八條 委員部は所轄區域内の會費を徴收整理するものとす

但會費中より委員部に關する實費を支辨するものとす

第九條 委員部長は左の各項に關しては會長に代り直に施行するものとす

一 入會者に協約狀及徽章を交付すること

但一時出金並に年賦義務を終へたる者には終身會員認定狀並に紅組を添付するものとす

二 男女に拘はらず一時七圓以上出金者に贊助證並に贊助員章を交付すること

三 有功章謝狀贈與規則に照し定數の寄附金者又は定數の會員紹介者に相當の賞狀及有功章を贈與す

ること

但本項寄附金又は會員紹介に準ずる功績者に賞状及有功章贈與の場合は其事實を具し會長に申請すべし

四 五十圓以下の寄附金者に謝状を與ふること

但金員寄附せざるも功勞顯著と認めたるものには謝状を與ふることを得

第十條 左の各項は毎月末日調を以て翌月中に會長に報告すべし

一 會員人員 特別、通常、贊助とも區別記載を要す

二 有功章贈與人 寄附金額、紹介會員數及原籍、現住所とも記載を要す

四 謝状贈與人名 寄附金額、功績及原籍、現住所とも記載を要す

第十一條 委員部長は毎年一月前年度(年度は凡て曆年に依る)に於ける會費收支仕譯書を製し該現金と共に會長に送付すべし

第十二條 委員部長は毎年一月前年度(同前)に於ける事務成績書を作り會長に報告すべし

第十三條 委員部の處務細則は本則に反對せざる限に於て委員部長便宜之を定め會長に報告するものとす其改廢の時亦同じ

附 則

第一 寄附金は本邦人外國人の別なく之を受領するものとす

第二 指定寄附金亦其希望に従ひ受理すべきも隊號氏名を指定するが如きに至ては此限にあらす

八 愛國婦人會評議員會々則

第一條 評議員會は毎月第四水曜日本部樓上に於て開く特に重要なる議事あるときは各議員に通知するものとす

第二條 評議員會は本會長を以て議長とす

會長缺席の場合は出席の理事又は議員中より之を代理す

第三條 評議員會に於て決議すべき事項左の如し

一 本會年度收支豫算及決算の認定

二 救護實施の件

三 理事選舉

四 諸規則設定及改正廢止の件

五 其他會長より提出する重要な諸件

第四條 評議員より建議案を提出せんとするときは五名以上の同意者を得て豫め會長に申出るものとす

附 録 八 評議員會々則

第五條 評議員會は議員二十名以上の出席者あらざるときは開會することを得ずと雖も緊急必要なる場合には出席者定數に充たざるも開會することあるべし此場合には豫め通知するを要す

第六條 本會議員にある諸員は評議員會に臨むを得るも議席に於て發言することを得ず

但し各支部長支部評議員及び特に議長に於て許されたるものは此限にあらず

第七條 特に發言を許されたるものとも雖も議決の數に入る能はざるものとす

第八條 評議員會に於て議決したる事項は如何なる事由あるも尙ほ評議員會の議を経ざれば變更することを得ず

第九條 此會則は評議員會の議を経ざれば修正及び改正することを得ず

第十條 評議員會に於ける議事の經過は議事録に登録して議長及出席議員の内二名以上之に檢印すべし

九 愛國婦人會徽章佩用規則

第一條 有功章、會員章は本支部總會、理事會、評議員會、支部幹事會の節必ず佩用す其他必要と認むるとき佩用するものとす

第二條 有功章、會員章は、何れの服裝を問はず佩用することを得而して左胸に佩ふるを法とす

第三條 有功章、會員章は併佩すべし併用するときは有功章を右にし會員章を左にすべし

第四條 有功章、會員章は本人に限り用ゆるものにして他人へ譲與することを得ず亦退會したるときは會員章を本會に返納すべし

第五條 有功章、會員章は自ら製作することを許さず故に遺失若くは紛失し又水火盜難等に罹りたるときは其事由を記し本支部へ届出で再受することを得但し水火盜難等に罹り其事實明確なるものゝ外相當代價を徴收す

十 愛國婦人會々員女子人口比較表

愛國婦人會々員女子人口比較表

明治四十五年六月末日(同五月分ナリ)

特別會員	通 常 會 員		合計	四十年末 女子人口	百分 比例	七圓以 上出金 贊助員
	終身年賦計	終身年賦計				
臺灣	一、三九	二、四四	四、八三	一、四〇、八八	四、六	一、五
北海道	五、八八	二、三九	八、二七	一、七〇、三三	二、四	二、五
東 京	二、八四	七、五〇	一〇、三四	二、二〇、〇〇	二、八	三、三
東 都	五、〇〇	三、四七	八、四七	一、八〇、〇〇	四、〇	三、五
大 阪	六、一	三、一七	九、二八	一、八〇、〇〇	二、一	三、三
神 奈 川	一、一〇	一、六五	二、七五	一、九〇、〇〇	三、八	三、六
兵 庫	一、三三	二、〇五	三、三八	一、九〇、〇〇	三、三	三、七
長 崎	一、三三	三、六三	四、九六	一、九〇、〇〇	三、六	三、七

附錄九 徽章佩用規則 一〇 會員女子人口比較表

石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	靜岡	愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟
八〇五	三三三	七七一	七五八	五九九	一八八	五〇〇	五〇〇	五〇三	一五	一〇七	三六一	六七	六七	一四三	一〇九	三三	二一八	三〇〇	一九九	三三	四八
一,一三〇	七〇二	六四五	五三三	一,〇八〇	四八〇	一,〇四三	一,〇〇〇	九〇三	七〇〇	二九七	二六七	三三	九五〇	三〇〇	一九七	七四	五〇〇	七六八	一,三三八	三三	八〇三
二,〇五	九五	一,一六	九〇	一,四九	六八	一,五〇	一,五〇	一,四三	八五	四七	三三	九二	一,五七	四七	三〇	六六	六八	九八	一,五七	三九	一,二五〇
二,四〇	八七	二,一五	一,九六	一,一七一	七五一	二,一七	六〇	一,三〇	六〇	六三	三七	一,五〇	四〇七	一,一七	九八	七〇	六九	三〇	三三	九	一,三三
一五,八五	八,九四	二,八八	一八,六三	九,四四	八,〇四	二,一〇	二,七三	一六,八七	七,九二	五,三四	三,四六	一,二九	三,二九	六,〇四	二,六三	三,七六	三,三三	三,三三	二,七八	八,四七	一三,一八
一八,三五	九,八〇	二四,〇八	二〇,四四	一〇,四五	一〇,四五	三,三九	三,三九	一八,〇七	八,五八	五,八四	三,八三	二〇,六〇	三,五二	六,九八	三,三三	三,三三	三,三三	三,三三	三,三三	三,三三	一四,五七
二〇,三四〇	一〇,七五	一五,三四	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	二二,五八	一五,七六
三七八,九〇〇	三二八,九〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
五,七	三,七	三,六	四,七	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	一,七
八	四	一〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	三

海計	朝鮮	函館	沖繩	鹿兒	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌	山口	山形	廣島	岡山	鳥取	島根	富山
三,一九	八八	六〇	一五〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
四九,二四	九七	一,八三	三三三	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七	二,四七
七〇,五五	九八〇	二,四六〇	四九二	一,一八三	二,七三二	八〇六	八〇六	八〇六	八〇六	八〇六	八〇六	八〇六	八〇六	八〇六	八〇六	八〇六	八〇六	八〇六	八〇六	八〇六	八〇六
七,三三一	四〇〇	五〇〇	二二五	一四	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九
六七,六六	一,九四	四,八三	一,一五	一,八七	八,〇七	八,〇七	八,〇七	八,〇七	八,〇七	八,〇七	八,〇七	八,〇七	八,〇七	八,〇七	八,〇七	八,〇七	八,〇七	八,〇七	八,〇七	八,〇七	八,〇七
七四,〇七	六四	五,三三	一,四八	一,九二	九,二九	九,二九	九,二九	九,二九	九,二九	九,二九	九,二九	九,二九	九,二九	九,二九	九,二九	九,二九	九,二九	九,二九	九,二九	九,二九	九,二九
八六,六〇	一,六〇	七,七三	一,九二	二,三九	一〇,四三	九,〇六	九,〇六	九,〇六	九,〇六	九,〇六	九,〇六	九,〇六	九,〇六	九,〇六	九,〇六	九,〇六	九,〇六	九,〇六	九,〇六	九,〇六	九,〇六
二五,七三,二八			四,七〇	二,三九	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇	六,八,〇〇〇
三,一八			四,二七	〇,六	三,五〇	三,五〇	三,五〇	三,五〇	三,五〇	三,五〇	三,五〇	三,五〇	三,五〇	三,五〇	三,五〇	三,五〇	三,五〇	三,五〇	三,五〇	三,五〇	三,五〇
一,七六	一〇	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

附録一〇會員女子人口比較表

愛國婦人會史正誤表

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
一八四	一	國體	團體	一三六	三	籍	藉
一九一	三	らま	られま	一五一	七	意	異
一九六	六	未	未	一五三	三	練	練
三六	十	洛	浴	一五九	三	談	讀
三七	七	哀	衷	一六〇	三	本會第四回	
五四	一	三萬三	三萬五			以下二十四回	
五四	三	二萬五	二萬七			治字を削り明	
五四	四	四十四	四十五圓			加ふ三十八を	
五六	四	讀	續	一七五	十	捧	奉
七三	五	第一回總會	發會式	一七六	九	捧	奉
七七	一	期	奉	一七八	四	期	奉
七七	一	憩所	休憩所	一九二	三	十九	第十九
八四	九	籍	藉	一九七	十	陸下に	陸下至
九七	十一	二二五	二二七	二〇三	九	ば總裁	ば總裁
一〇三	十二	家遣	遺家	二〇七	九	孤	孫
一〇九	八	出征	御出征	二〇七	二	捧	奉
一二二	一	練	練	二〇七	十	支部總代	支部長總代
一二六	十	本部	本部評	二一六	四	三十七圓	三十七萬
一二七	六	寶	室	二二一	五	會催	開催
一二八	十三	三目	枚	二二三	四	恩賜	下賜

二三四	八	程を恐れ	二四	十七	佐	十五日の事	佳
二四三	十二	例	一六	十八	項	四日の事	
二六三	三	夜	一七	三	項	四日の事	
二六三	六	書	一七	七	威	を削る	
二六四	一	茶話會	三〇	十一	十二日の事		成
二六四	九	述べたり	三一	六	十八日三		
二七五	七	衆	三一	七	創る		
二七八	六	に	三一	四	眞影		御眞影
二七八	十四	なけれ	三五	八	眞影		第五回
二七九	二	然るは	三七	五	眞影		三門
二八〇	四	我が	三七	五	眞影		御眞影
三〇八	十二	十二行以下	四一	九	眞影		御眞影
三一八	三	文通りの答	四一	九	眞影		御眞影
三二二	八	以て	四二	一	眞影		殿下
三二二	十	興すとする	四二	一	眞影		二十九日
三二六	九	物	四三	九	眞影		
三三二	一	三十一	四三	九	眞影		
三三二	十三	三十分	四四	二	眞影		
三三四	十三	三十分	四四	二	眞影		

年表

二三四
三三七
菊野子

菊野

二四

附録

八

贈與人

贈與人名

大正元年拾貳月貳拾五日印刷
大正元年拾貳月貳拾八日發行



發行所

東京市小石川區東青柳町貳拾九番地

編輯兼

川 俣 馨 一

發行者

印刷者

荻原勝次郎

東京市小石川區久堅町百〇八番地

印刷所

博文館印刷所

東京市小石川區東青柳町貳拾九番地

愛國婦人會史發行所

電話番町三六九六番

IT-2Q58

終

